令和2年第3回久万高原町議会定例会

令和2年6月11日

○議事日程

令和2年6月11日午前9時31分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(12名)

1番	髙	橋	末	廣		2番	岡	部	史	夫
3番	天	野	辰	晴		4番	田	村	昭	子
5番	JII	崎	勝	弘		6番	熊	代	祐	己
7番	玉	井	春	鬼		8番	瀧	野		志
9番	大	原	貴	明		10番	中	野	克	仁
11番						12番	中	JII	武	志

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

13番 日 野 明 勅

町			長	河	野	忠	康	副		H	丁	長	髙	Щ	稔	明
教	官	首	長	小	野	敏	信	総	į	務	課	長	佐	藤	理	昭
総務	課総合)戦略	监兼	田	村	裕	子	保	健	福	祉 課	長	西	森	建	次
情報政策推進室長																
建	設	課	長	猪	上	浩	明	環	境	整	備課	長	釣	井	好	春

林業戦略課長 菅 隆 則 住 民 課 長 西 村 哲 也 ふるさと創生課長 木 下 勝 也 農業戦略課長 林 克 也 会計管理者 中川茂俊 病院事業等統括事務長 渡 部 定 明 高 野 貢 教育委員会事務局長 辻 本 元 一 消防本部消防長 代表監查委員 洋 志 菅

○議会事務局

事務局長篠﨑慶太

事務局

(朝 礼)

議長

皆さん、おはようございます。

本年は、1月より新型コロナウイルスが世界的な規模で発生し、今日まで収 束のめどさえ立たない状況になりますが、6月定例議会に当たり、一言御挨拶 を申し上げます。

多くの人命が失われ、日本に多大な影響を与えました。失われた人命に対しまして、誠に慚愧の極みであります。心より哀悼の気持ちを表したいと存じます。

そして、日本経済の停滞、落ち込みは、急激かつ大幅なものになってまいりました。今後の日本の中山間地経済の悪影響は、計り知れないものが予想されます。

過疎高齢化の地域における今後の行政のかじ取りは、大変重要なものになってまいりましょう。

久万高原町が今後、活力を持って生き残っていくためには、確固とした町の 方向づけを伴った大局観は最も大切であります。大局観に基づいた重要な施策 を一つ一つ、確実に、速やかに実行していくことが必要でありましょう。

新型コロナウイルスの終焉を願い、そのときを期して、久万高原町の将来への、活発で有意義な審議が本会議で行われますことを心よりお願い申し上げまして、6月定例会議の開会の御挨拶とさせていただきます。

議長

本日の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回久万高原町議会 定例会を開催します。 (午前9時31分)

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番岡部 史夫議員、3番天野辰晴議員を指名します。 議長

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの12日間に決定しました。

議長

日程第3、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めま したので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

議長

日程第4、「行政報告」を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、行政報告とあわせて招集の挨拶 を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

皆さん、おはようございます。

本日は、第3回の久万高原町議会定例会を招集させていただきましたところ、 議員各位におかれましては、御多忙の中、全員の御出席を頂き、厚くお礼を申 し上げます。

梅雨に入りました。今日も大雨が予想されております。警戒怠りなく、状況 を見ながら、住民の安全確保の対応に努めてまいります。

まず、3月議会以降の行政に関する報告に先立ち、新型コロナウイルス感染 症対策の状況について、御報告をいたします。 毎日、祈るような気持ちでおりましたが、町民の皆様に、深い御理解と御協力をいただき、おかげ様で本町では、これまで感染者は発生しておりません。

また、県内におきましても、先月中旬に松山市内の医療機関において集団感染が発生しましたが、保健・医療関係者を中心とした御尽力により、感染の封じ込めができ、その後は落ち着いた状況にあります。

年明け以降、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本町では、3月3日から町内の幼・小・中学校の臨時休業措置を実施をいたしました。また、町管理の屋内・屋外施設や文化施設は、3月3日から利用を休止し、下旬からは一時再開したものの、4月7日の大都市圏における国の緊急事態宣言の発令や、4月13日に愛媛県から発出された緊急事態宣言回避のための外出自粛等の強い要請を受け、再び休止するとともに、幼・小・中学校も春休み期間をまたいで継続してきました休業措置を、さらに延長したところであります。

そして、4月16日に緊急事態宣言が全国的に拡大されたことから、引き続き不要不急の外出自粛要請等の強い感染拡大回避行動をお願いしてまいりました。

その後は、5月4日に全国一律で国の緊急事態宣言が延長されたものの、県内の感染状況は収束に向かう兆しが見え始め、5月8日に県が示した県内統一の対処方針にならい、5月11日から町管理の屋内・屋外施設や文化施設につきましては、感染予防対策を徹底した上で、順次、町民の皆さんの利用を再開しました。

また、幼・小・中学校も5月11日から週2回の臨時登校を実施し、5月25日から、ようやく完全再開しました。長期にわたった学校休業ですが、小・中学校では、タブレットを利用したオンライン等による家庭学習の支援を行い、学習の遅れは最小限にとどめるよう努めてまいりました。

また、町では、令和2年度補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染 症対策に係る専決処分を、3回にわたって行わせていただきました。

まず4月1日付で、町内の事業者支援を目的に、3億291万5,000円の予算を。4月27日付で、一人10万円給付の定額給付金事業として、8億2,954万2,000円を。そして、5月15日付で、感染予防に係る経費や、国の給付金の対象とならない町内事業者への町独自の事業継続給付金に係

る経費、学校教育や学習支援に係る経費など、国の臨時交付金を活用し、1億 864万7,000円の予算を専決処分させていただきましたので、報告をさせていただきます。

また、定額給付金事業につきましては、5月7日、全世帯に申請書類を郵送させていただきました。現在の給付額は、7億7,400万円、率で96. 3%となっております。

今後とも引き続き、希望される方全員に給付できますよう、きめ細かな取組 を行ってまいりたいと思います。

また、町対策本部の中に、役場内の関係部署の連携強化を目的に、対策室を設置し、感染防止に役立てていただきたいという思いで、町民の皆様への次亜塩素酸水やマスクを無償で配布させていただきました。また、僅かではありますけれども、職員による弁当や、布マスクの購入による町内業者の支援にも取り組ませていただきました。

国の緊急事態宣言は、5月14日に愛媛県を含む39県で解除され、5月25日に全面解除に至りました。加えて、5月29日には、県からの今後の対応方針が公表され、引き続き県独自基準による感染警戒期を継続した上で、6月1日から18日までの約3週間を縮小期に向けた移行期間と位置づけ、県民生活や社会経済活動のバランスを考慮し、感染防止対策を徹底した上で、自粛要請などが一部緩和されました。

これまでの感染予防を最優先とした、一斉に外出自粛を要請する段階は脱しましたが、絶対に気を緩めることはがあってはなりません。新種のウイルスに打ち勝つため、自分を守り、家族や大切な人を守り、社会を守るため、3密回避や新しい生活様式を取り入れながら、段階的な日常生活の取戻しに向け、今しばらく、踏ん張りが必要です。

町としても、これまで31回の対策会議を持ちましたが、引き続いて、感染 予防対策や事業者支援等に全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と 御協力をお願い申し上げます。

それでは、3月議会以降の行政の動きにつきまして、御報告を申し上げます。 4月20日、新たな森林経営管理制度を担う、中予山岳流域林業活性化セン ターが、町産材をふんだんに使用した新しい事務所において業務を開始いたし ました。

今後、この事務所は、林業に関する総合相談窓口としての役割を果たすとと もに、久万材の魅力を宣伝する展示施設としての活用も期待できるものです。

町職員4名のほか、県並びに愛媛の森林基金から職員を派遣いただき、体制が整いましたので、新たな森林管理システム及び、林業成長産業化地域創出モデル事業を推進し、さらなる森林整備と林業振興に努めてまいります。

続きまして、地方創生推進交付金を活用し、皆様の御理解、御協力のもと進めてまいりました道の駅「みかわ」の改修工事がこのほど完了し、新型コロナウイルス感染症の影響により、連休終了後の5月7日に直売所、5月11日にレストランがオープンをすることができました。

今回の改修は、主に内装工事でありましたが、地域の皆様の御要望にもお応えし、日用品の販売や、別棟で行っていた農産物、加工品の販売などもあわせて行っており、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動に何かと苦労する時期ではありますが、道路利用者の安息の場として、また、地域のにぎわいの拠点として、ますます活用が図られることを期待いたしております。

なお、当初から携わっていただきました改修計画検討委員会の皆様を初め、 地元の関係者、そして工事関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。大変お 世話になりました。

それでは、5月末で令和元年度会計の出納事務が終了いたしましたから、決 算の概要を御報告いたします。

令和2年度に繰り越す事業の財源を差し引いた後の決算剰余金は、一般会計で8億9,500万円、10の特別会計を合わせた決算剰余金は、約1億4,200万円となりました。

また、3つの企業会計のうち、簡易水道事業会計は、約1,530万円の純利益、老人保健施設事業会計は、約1,530万円の純損失、病院事業会計は、約410万円の純利益となっております。

次に、今議会に提案する議案でございますが、今議会では、理事者提案の報告、議案として、工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告が1件、条例の一部改正に関する専決処分が5件、一般会計補正予算に関する専決処分についてが4件、条例の新規制定が1件、条例の一部改正に関する制定が4件。

また、予算案では、令和2年度一般会計補正予算が1件、国民健康保険診療 所事業特別会計補正予算が1件、訪問看護事業特別会計補正予算が1件、町立 病院事業会計補正予算が1件。

また、久万高原町辺地総合整備計画の変更についてが1件、久万高原町固定 資産評価員の選任についてが1件、久万高原町固定資産評価審査委員会委員の 選任についてが1件、農業委員会委員に占める認定農業者等、またはこれに準 ずる者の割合を4分の1以上とすることについてが1件、久万高原町農業委員 会委員の任命についてが1件。令和元年度一般会計の繰越計算書の報告が2件。

以上、報告3件、議案23件、合計26件でございます。

そのうち、今議会に上程いたします補正予算について説明をいたします。

令和2年度6月補正予算額は、一般会計、並びに国民健康保険診療所事業特別会計、訪問看護事業特別会計、及び病院事業会計を合わせて、総額2億3,098万4,000円の増額補正で、6月補正後の累計予算額は165億1,167万4,000円となり、前年度同期での比較で6.8%の増額となっております。

このうち、一般会計の補正予算額は2億2,808万8,000円の増額補正で、累計予算額は106億1,411万5,000円となり、前年度同期で12.6%の増額となっております。

主なものは、移住促進事業で好評頂いております移住者が居住するための中 古住宅改修補助金として1,000万円を、平成29年度から、国から指定を 受け事業を継続している林業成長産業化地域創出モデル事業補助金として1, 426万6,000円を、今年度増額されました森林環境譲与税を活用して行 う事業費7,924万6,000円を、国補助事業を活用して林道2路線を開 設する工事費3,000万円を、県補助事業を活用して町内2か所のがけ崩れ 防災対策工事費2,900万円を、それぞれ計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入込客数や町内事業者の売上回復を目指し、国の臨時交付金を活用し、県内向けの観光キャンペーンに300万円を計上いたしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして、本年度町内で 行う予定でありました、久万納涼まつり、みかわ納涼まつり、久万林業まつり での木育事業、消防操法大会につきましては、残念ながら中止の決定や見直しを行い、事業費1,307万円を減額いたしました。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険診療所事業特別会計は119 万4,000円、減額する予算、訪問看護事業特別会計は341万円を、増額 する予算としております。

また、事業会計につきましては、病院事業会計の収益的収入及び支出の予定額を68万円増額する予算となっております。

いずれも、十分な御審議を賜り、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げ、行政報告並びに招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

日程第5、「一般質問」を行います。

前もって議長よりお願い事項がございます。

質疑、答弁に関しましては、でき得る限り簡潔、明解な発言を、要請をいた しておきます。

通告により、発言を許します。

6番、熊代議員。

質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いします。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

おはようございます。6番、熊代祐己でございます。通告により、2点質問させていただきます。

まず、学校関係について、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月3 日から休校措置をとられましたが、教育委員会は各学校にどのような対応をしたのでしょうか。

町内11の小・中学校は、急遽な対応となりましたが、タブレットの活用や、 家庭訪問等、迅速な対応はできたのでしょうか。また、新型コロナウイルス対 策で見えてきた課題について、お聞きしたいと思います。 続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国に緊急事態宣言が発令されましたが、行政はどのような対応をしてきたのでしょうか。また、対策や対応をしている中で、どのような課題や問題点があったのか。

また、ICTの利活用はできたのか、町長の答弁を求めます。 以上です。

議長

1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(小野教育長を指名)

教育長

熊代議員の質問にお答えをいたします。

今年3月から、新型コロナウイルス感染対策による幼稚園、小学校及び中学校の臨時休業が続きました。

今年度(令和2年度)は、第1学期は入園式、入学式を実施したのみで、幼稚園、小学校は4月9日から、中学校は4月10日から、それぞれ5月24日まで、臨時休業措置をとることとなりました。学校教育活動は、5月11日から臨時登校を開始し、5月25日から完全再開となりましたが、それぞれの学校で教職員はマスクの上にフェイスシールドを着用し、また教卓の前には、透明シートを設置するなど、懸命の完全予防対策を講じた上で、現在、授業を行っております。

臨時休業中の学習につきましてですが、幸いにも、それぞれの学校には、昨年度にクラスの最大人数に対応したタブレット端末機を、整備をしておりました。

また、今年度から採用したICT支援員によるタブレットを使ったオンライン学習に踏み切ることができました。

タブレットが配備できない児童・生徒も若干いるわけですけれども、プリント学習を行い、教職員に対しましては、きめ細かい家庭訪問を行い、一方通行ではなく、双方向でのプリント学習を指導していただきました。

こういった学習ができたのは、議会からの指導や協力により、タブレット端 末の整備や、ICT支援員の備えがあったからこそできたものだと、感謝をし ているところでございます。

次に、タブレット端末を使った家庭学習のサポートを進めております上での問題点が幾つか出てまいりましたが、それはズームアプリを使った学習によります通信量のギガ数、通信量の不足、それから点在しておりますそれぞれの家庭の通信環境に加えて、タブレット台数の不足がございます。通信量は、当初、7ギガから20ギガに増量いたしました。通信環境は家庭に電波改善機器を設置するなど、ICT支援員とともに、それぞれ対応してまいりましたが、タブレット端末機は久万小学校や久万中学校では配備できない学年がございました。

当時には、注文をしても物がないというような状況が続きましたし、台数の補充に十分対応できませんでした。今後、こういったときのためにも、平時の備えをして、新型コロナ感染症対策、第2波、第3波が叫ばれておりますが、そうした対策に取り組みながら、安全・安心な学校運営を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

今、答弁を頂きましたが、1学期は7月31日まで、2学期は8月24日からということで、夏休みを短縮されるようでございますが、この休校時の授業日数の遅れ分というのは、それで補いはできるんでしょうか。

それとまた、夏休みを活用するということですが、気温も高くなりまして、 エアコン等、必要になると思いますが、コロナウイルスの対策等、加えて熱中 症の対策等が検討されていますでしょうか。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

授業日数の遅れをどう取り戻すかということでございますけれども、臨時休業によりまして、1学期を7月31日まで延ばし、また2学期を8月24日からということに早めまして、夏休みを短縮して、教育活動を実施することといたしました。

また、学校行事などの中止、それから縮小といったことで、回復できない授業日数をさらに補い、確保できることや、臨時休業中のタブレット端末を使った遠隔授業などで、学習支援もある程度できて、ほぼ教育課程の遅れがないといった学校もございます。

なお、夏休み中に1学期を延ばしたり、あるいは2学期を早めたり、夏休み に食い込むわけですけども、こうしたことでエアコンが整備されておった。全 学校に整備が完了していた、このことは大変大きいと思っています。

エアコンの温度設定は各学校で判断していただきますけれども、特に28度というような目標値は設けておりません。教室の換気も30分に1回、授業中 も換気をしてくださいといったお願いをしておるところです。

ここでもエアコンが整備できておったということ。昨年、熱中症対策として 実施したエアコン整備、これは本当に暑さの中で快適な教育環境を与えること ができるということを心から感謝をしておるところでございます。

以上です。

議長

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

先ほどもありましたけれども、ギガ数が不足していたと。ギガ数は増やした ということなんですが、タブレットの台数の不足につきまして、当時、物がな かったということですが、今後、台数的にどうするのか。

それと、もう1点が、12月に私が委員会のほうで質問させていただきましたが、学校からの持ち出しはさせないんですかといったら、教育長は、学校の管理下で使用するということですが、今回、家庭のほうに配付したということにつきまして、これは学校の管理下なのか、教育委員会の管理下なのか、そのあたりの答弁をお願いします。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

熊代議員にお答えを申し上げます。

人数の多い久万小学校は、6年生だけの端末機の配付です。それから、久万

中学校では、3年生だけということになっておりますが、今後の第2波、第3波に備えて、足りないタブレット、約115台の整備を検討しておるところでございます。

12月の常任委員会でタブレットは学校管理下で使用するもので、家庭への持ち帰りは不可というような答弁をしてまいりましたけれども、新型コロナ感染症対策によりまして、臨時の休業の長期化、これはその当時、全く想定できておりませんでした。この臨時休業の長期化を想定していなかったことや、臨時休業により、教育の教室が家庭の勉強部屋、茶の間に移ったというようなことで、さらには今年度からICT支援員を雇用したということで、子供たちを有料サイトや、あるいは悪意あるサイトから守る対策が十分講じることができたというようなことで踏み切ったわけですけれども、これでズームなどを使いまして、授業を子供たちに届けてまいりました。

つまり、教育課程に沿った学習活動が、タブレット端末を使ってできたと思っております。教育課程と非常に密接な関係にあるということから、学校管理 下にあるということがいえるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長

熊代議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

今の説明で、学校の管理下であるということですが、当然、移動するものであって、故障する可能性もあるということでの責任の部分ですよね。学校に責任を持たすのか、教育委員会が責任を持つのか。

例えば、故障したときの対応等が、ちょっと学校の先生らからも、今までは 故障対応で責任問題の兼ね合いが、どっちか。学校がとるのか、教育委員会な のかというのがはっきりしない。もしくは、学校が責任をとるのであれば、出 せない。そういうようなところもありました。

それと、どちらに責任があるかということが一つと、あと学校単位で、私も

聞いておりますが、美川中学校、非常に活発にタブレットを利用していただいて、成果があったんではないかなと。校長先生ともお話はさせてもらったんですけれども、非常に喜ばれておった。

ただ、ほかの学校全体を通しまして、教職員の温度差等もあるとは思うんですが、11校全体が同じ、取組方が一緒であるかどうか、そのあたり、今後のことも踏まえまして、答弁をお願いします。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

熊代議員にお答えを申し上げます。

端末機自体は、これはほかの備品と同様の扱いでございます。ただ、学校管理下にあるのは、配信する中身の学習の内容ということが言えるんではないかと思います。

ですから、機械の故障、あるいは紛失、そういったことはほかの備品と同様の扱い、教育委員会ということになろうかと思います。

それから、学校の格差はないのか、あるいは教職員の格差はないのかということですけれども、これもずっと履歴を教育委員会のほうでとっております。特に今年4月、5月のそれぞれの端末機の活用状況の履歴がとれるわけですけれども、そうしたことで、心配の向きのある学校の格差、得意な先生がおる、おらんというところが大きいわけですけれども、若干あるように思います。

それから、苦手な先生、私なんか現場におったら、苦手な教員の中に入って おったかと思うんですけれども、どうしてもそうした先生、いらっしゃいます。 そこに支援員さんが活躍をしていただいて、教育委員会と支援員とタイアップ をして、格差を埋める努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

そうしましたら、最後に、超高速ブロードバンドについて、お伺いしたいんですが。

昨年12月に、町内筋は、一応開通したということで認識をしておりますが、 学校、久万には小学校と中学校があります。そこに向けての光回線が、現在入 っているのかいないのか。

今後、通信、Wi-Fiの環境等のこともありますので、そのあたりをどうしていくのか、の答弁を求めたいと思います。

議 長 暫時休憩します。

(午前10時08分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。 (午前10時17分) 先ほどの熊代議員の質問に対しまして、教育委員会の答弁を求めます。

(小野教育長を指名)

教 育 長 現在、光回線はそれぞれ学校に、まだ整備ができておりませんけれども、今 後のG I G A スクール交渉、あるいは光回線の整備によりまして、I C T 環境 をさらに整備して、遅れることなく充実した学習が期待できるものだと思って おります。

以上でございます。

議 長 熊代議員、よろしいでしょうか。

以上で、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 熊代祐己議員の御質問にお答えをいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、議員も申されましたように、4月の7日に緊急事態宣言が発令をされ、町の対策本部も特別措置法に基

づく対策本部としたところであります。

行政報告でも申し上げさせていただきましたが、議会の理解も頂きながら、 3度にわたって補正予算の専決処分をさせていただき、町内事業者の支援や、 国の定額給付金、感染防止対策、教育支援などを行ってまいりました。

その中で、議員御指摘の新型コロナウイルス感染症対策に係るICTの利活用の状況について、御説明をいたします。

まず、インターネット回線を利用したWeb会議の取組では、本所と支所間や、県内外の事業者などとの協議や、業務打合せを初め、本年度の委託業務の発注においても、Web会議上でプロポーザルを実施をいたしました。

また、町立病院では、院内原則面会禁止措置の中で、パソコンの画面を通し、 患者さんと御家族などとのオンライン面会を始めております。

さらに、今後、一般外来のオンライン診察などにも、順次取り組んでいく予定といたしております。さらにふるさと創生課では、全国各地からの移住定住希望者とのオンライン相談を始めております。こちらもパソコン画面を通じて、相談が可能となっており、アフターコロナでは、都会から地方への移住希望者がますます増えるのではないかと、御案内のように言われておりますので、大いに活用をしていきたいと考えております。

一方、課題につきましては、役場職員の中に感染者が出た場合に、どのよう にして役場業務を継続していくかが重要と思われます。

この対応策といたしましては、継続業務の内容について、既に策定をしております。災害時を想定した町の業務継続計画、いわゆるBCPを基本に対応していきたいと考えております。

一方で、業務体制につきましては、町の情報系及び企画系業務システムの再 構築についても、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長

熊代議員、よろしいでしょうか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

役場は町の中枢であると考えております。その中で、非常に人が多いという ふうに、私はずっと思っていまして、今回、3密を避けるというようなところ で、その対策というのが、今、聞き取れなかったので、3密を避ける対策とし て、どのようなことをしていたのか。密を避けるべき対応は、今後どうしてい くのかというところをお聞かせください。

議長

(河野町長を指名)

町 長

外来者の方が3密を避けれるように、例えば来訪者の方が順番を待つときに、 ソーシャルディスタンスをしっかりとれることと、また、御案内のように、飛 沫防止のために、カウンターには遮蔽を設けて、お互いが感染しないように、 また移さないように、そのあたり、注意をしてまいりましたし、また職場内、 どうしても、今おっしゃったように、人数も多いことでございますから、なか なか難しい課題もありますけれども、お互いが注意しながら、マスクもしっか りしながら、また密にならないような体制をとってきたところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、万が一、もしものときのというところも あろうと思うんですけれども、これから人や業務を分散できる体制、テレワー クが可能な体制を構築していかないといけないと思っております。

その一つとし、美川支所に6月1日から保健センターの3名の職員を配置して、遠隔勤務を実施もしております。

また、町立病院では、重要な会議は、休暇中でも自宅からWeb会議は参加できるような取組も始めているところでございます。

これらの運用で、試験運用でございますけれども、課題の検証、また予算も 伴いますことから、現在の業務システムの再構築の検討を既に始めております けれども、これをしっかり行いながら、実現に向けて、具体的に取り組んでま いりたいと、このように思っております。

議長

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

今、保健センター等、美川の方ということをお聞きしました。密を避けるに

は、ある程度、私も分散が必要ではないかというふうに考えております。

現在、テレワークとかリモートワークとか、いろいろ言われておりますが、現状、どのあたりまでがリモートワークができるのか。何ができないのか。

今後、それを構築されるのであれば、いつぐらいをめどにそれをやっていく のか、そのあたり答弁をお願いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

大事なことだと思っておりますが、支所でのテレワークの実施には、光通信 の環境が必要になってまいります。

現在、鋭意整備を行っていただいておりますけれども、令和3年中には完了 し、サービスが順次開始をされる見込みでございますから、このサービスが開 始されるまでに、業務システムのテレワーク、どうあるべきか、そのあたりを しっかりと、構築をしてまいりたいと思っております。

議長

熊代議員、よろしいですか。

熊代議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員

テレワークと、今後確実に必要になるんではないかと思いますので、取組の ほうを進めていただいたらと思います。

最後に、3月の議会でも触れましたが、ローカル5Gについて伺います。

地域課題解決型ローカル 5 Gの実現に向けた開発実証に関わる提案募集ということで、3月にコンソーシアムを組んで、応募しました。

今年度は採用されなかったというふうに聞いております。これで、もう応募をやめるのか、今後、来年度も応募する構えはあるのか、そのあたりにつきまして、今後のICTの利活用も含めて、町がどういうふうにしていくか、そのあたりを町長に、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでし

ようか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

情報政策室中心に、総務省事業に応募をいたしました。

今回の事業では、ローカル5G、採択をされませんでしたけれども、来年度 も同様に事業があれば、もちろん手を挙げてまいりたいと思っております。

また、情報政策推進室中心に、さらなる検討も行いながら、委員会等で関係者の方々の御意見も頂戴しながら、これからのまちづくり、ローカル5G、大変大きな役割を果たしてくれるものと思っておりますから、これからもこのことについて、鋭意続けて、導入が図れますように努力をしてまいりたいと思います。

議長

熊代議員よろしいでしょうか。

熊代議員の質問を終わります。

続きまして、9番、大原貴明議員。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

9番議員、大原貴明でございます。通告によりまして質問をいたします。

本年の4月より、久万高原町の全幼稚園9園での預かり保育が解消されました。夏休みなどの長期休業中におきましては、拠点園となる久万幼稚園においても、園児の預かり保育が可能となりまして、子育て家庭の利便性が増え、子育て環境の改善が重要に、図られてきております。

幼稚園におけます預かり保育の現在までの利用状況、そして本年度の需要の 見通しをお伺いいたします。

また、3月議会で、私の一般質問の答弁におきまして、全園で預かり保育を 実施することにより、久万こども園への入園者の集中を避け、各地域の幼稚園 への入園を促す目的があるということでありましたが、このことにつきまして、 具体的な効果や保護者からの反響があったかをお伺いいたします。 議長

理事者の答弁を求めます。

(小野教育長を指名)

教育長

大原議員の質問にお答えをいたします。

御案内のように、今年度、令和2年4月から、町内全ての幼稚園で預かり保 育を開始いたしました。

また、今年度の夏休みから、長期休業中の預かり保育も、久万幼稚園を拠点園として行ってまいります。

これまでの利用状況について、御報告いたしますと、昨年度は、48%の該当園児が利用しておりました。今年度につきましては、園児63名のうち、38名が希望し、預かり保育を利用しております。約60%。

こうした数が増えていることを御報告いたします。

また、幼稚園の入園率でございますが、42%ぐらいかなという見込みでおりましたけれども、53%に増加をしております。これは、幼稚園で預かり保育を始めたということが、幼稚園への入園の引き金になっているのではないかというふうに考えています。

加えて、今年度から幼稚園の満3歳児保育も実施することといたしておりま す。さらなる幼児教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長

大原議員、よろしいでしょうか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

昨年10月から、幼児教育と保育の無償化が始まっております。幼稚園の預かり保育も、当然、この制度の対象に入ってくるんですけれども、制度の認定を受けて、無償化の対象となるには、保護者も就労状況など様々な条件がクリアされる必要があります。

今年度、38名の利用があるというふうに答弁されましたけれども、この中で無償化の対象となる数について、御報告をお願いいたします。

議長

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

大原議員の質問にお答えします。

利用者38名のうちの26名が無償化となっております。

議長

(大原貴明議員を指名)

大原議員

26名が対象ということは、12名の方が無償化の対象にならない、有償という範囲になると思うんですけれども、この方々が負担しなければならない預かり保育料があると思うんですけれども、その金額の総額を試算されたことがありましたら、お答えをお願いいたします。

議長

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

大原議員の質問にお答えします。

有償者12名で、その保育料は約30万円となっております。

議長

大原議員、よろしいですか。

大原議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

幼稚園の預かり保育が無償化にされるということは、その家庭が、つまり保育の必要性があるというふうに認定されることで、これは両親がフルタイムで働いているということと、ほぼ同じ意義であるというふうに思います。

両親がフルタイムで働くということは、世帯の収入が相対的に高いというふ

うに考えられるんですけれども、現行の制度では、こういった世帯の収入が高い方は、無償化の制度の恩恵を受けることができるというふうな制度になっていると思います。

対して、先ほど答弁にありましたけれども、それ以外の就労状況にあって、 無償化になってない方、この中には、例えばパートタイマーの方であったりと か、家族経営の自営業のお手伝いの方、あるいは久万高原町は大変多いと思う んですけれども、農林業などをされていて、例えば親がして、季節によって、 農繁期のときに、そこへ手伝い行っていく。そういった方も多いと思うんです けれども、こういった方はなかなか就労条件によって、無償化の対象にならな いというふうになっているんじゃないかと思います。

そういうことで、こういった方々、当然フルタイムでならべる方と比べると、 世帯収入低いと思うですけれども、現行の制度では、そういうふうな方の世帯 が、むしろ無償化の恩恵を受けれてないというふうに、少し制度としては矛盾 をしてきているんじゃないかというふうに思います。

先ほど御答弁頂きましたけれども、全体でそういった方々、今年度30万円、個人で負担をしているということですので、例えば、これを30万円程度であれば、町が負担をすれば、対象世帯に負担していただかなくて、町が負担していくことによって、久万高原町は幼児教育と保育は全て無償であるという、大きな看板を掲げることが、私はできるんじゃないかと考えます。

このことが実現したら、周辺幼稚園への入園を促すという目的につきまして も、大きく、もっと一歩大きく前進するような気もします。

以上のことから、本町の幼稚園とこども園の預かり保育料、このことについて、全て無償化をすればということを提案をいたしますけれども、このことについて、教育長、具体的に御検討いただけるか、御答弁をお願いいたします。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

大原議員の質問にお答えをいたします。

預かり保育の保育料につきましては、家庭の働き方や所得によって、有償無償が認定をされているわけです。38名のうち、今ありましたように、12名

が有償となっておりますけれども、大原議員の御指摘のとおり、この認定制度 は、家族で自営業をしている家庭。例えば、家庭で農業や林業を携わっている 家庭、本町では多いわけですけれども、主に母親の就労時間が基準にちょっと 満たない。あるいは、その時間のつかみ方が非常に曖昧な部分がございます。

そうしたことで、所得は少なくても、実は無償の対象外になっている、そう したところが大きな問題点だろうと思っています。

共働きで所得が多い世帯が無償になり、こうしたところに網がかかっていない。国の定めた幼児教育の無償化政策が、本町のような農業や林業を主体とした地域には、そぐわないんじゃないかというような面が見えるわけです。

有償の保護者の負担額は、総額で年間約30万です。これらの不都合な部分を、本町の実態に合ったものに手を加えて、子育て支援策として、町で保育料を負担し、無償化にできないものか。議会にも御協力を頂き、検討していきたいと思います。

全ての利用者の預かり保育、利用料を無償にし、久万高原町は保育は無償ですよというようなことで、大きくアピールできる、そうしたこと。このことは、また移住、定住の促進にもつながっていくものと、期待をしているところでございます。

以上でございます。

議 長 大原議員、よろしいですか。

大原議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規 則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 最後に、町

最後に、町長にお伺いをいたします。

ただいま教育長から、非常に前向きな答弁を頂いたんですけれども、このことを決定するには、当然、予算編成権は町長が持たれておりますので、町長の御理解が必要であると思います。

先ほどから話しておりますとおり、幼児教育と保育の無償化は、本町のよう

に小さな町であって、少しの予算で可能なことでありまして、これを実現すれば、久万高原町は子育て支援に手厚いまちという、本当に大きな看板を掲げることになると思います。

ぜひとも、私は教育委員会と連携をして、町長に御理解いただきたいと思いますけれども、具体的にご答弁お願いいたします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

子育てに優しいまちづくりをということを標榜しております。様々ございますけれども、環境のよい点や、非常に、フェース・ツー・フェースで子供らを見れていく、様々なところでアピールをしておりますけれども、今、適切な提言であったと思います。

今、教育長から答弁があったとおりでございまして、共働きとそうでないと ころ、それぞれの事情があると思いますけれど、公平性が保たれるかというと、 そうでもないんだろうと。そのあたり、今のお話で分かりました。

このことについては、予算も伴いますから、また教育委員会、それから議会 の皆さん、委員会等を通じて提言も申し上げて、そのことについては、真摯に 検討してまいりたいと思います。

議長

大原議員、よろしいですか。

大原議員の質問を終わります。

続きまして、7番、玉井春鬼議員。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

7番、玉井春鬼でございます。通告によりまして、一般質問をさせていただ きます。

敷地内完全禁煙についてでございます。

平成31年7月、健康増進法の一部改正により、地方公共団体の行政機関の 庁舎は、敷地内禁煙が原則となりました。しかしながら、特定野外喫煙場所が 認められており、本町においても、本庁、町民館、各支所等に設置されています。

受動喫煙防止に万全を期して利用されていると思いますが、車庫内の区域線の内側とか、町民館の踊り場とか、曖昧で、望まない受動喫煙が防止されているとは感じられません。

また、現在、世界中に流行している新型コロナウイルスによる肺炎は、喫煙 者が重症になりやすいとの報告もされています。

町民及び職員の健康管理も大切にされるのであれば、完全な敷地内禁煙もすべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 玉井春鬼議員の質問にお答えをいたします。

国、それから地方公共団体の行政機関の庁舎は、健康増進法第28条第5号に規定をされております第1種施設として、令和元年7月から、法の適用を受けております。

これに対し、私どもの町では、同法第28条第13号に規定をされておりますけれど、特定屋外喫煙場所を設置しております。本庁においては、庁舎裏側、車庫の特定屋外喫煙場所としておりますが、これは従来、自然休養村センター下にあった喫煙場所を、受動喫煙防止のため、車庫に移設したものであり、庁舎から離れた場所であり、通常、人の出入りがない。喫煙場所として表示をしている。区画線を引いて喫煙スペースを明示している、等々、厚生労働省令で定める受動喫煙防止を防止するためには、必要な措置をした場所であると認識をしております。

また、特定屋外喫煙場所の使用に当たっては、区画線の中以外での喫煙は厳禁としております。10時から15分、12時から1時、3時から15分、5時15分以降の喫煙許可時間を厳守もさせております。

喫煙場所の吸い殻等、ごみは喫煙者に清掃をさせるなど、徹底をさせており

ます。

出先等、町のその他の施設につきましても、所管責任者の判断により、敷地 内完全喫煙等している者が多数ございますが、喫煙所を設ける場合には先ほど 申し上げた本町の取扱いに準じたものとするよう、指示をしております。

一方、新型コロナ感染症対策につきましては、大前提として、職員全員が徹底して予防に努めておりますけれども、喫煙所におきましてを、密を避ける喫煙をするよう、職員がそれぞれ細心の注意を払っております。

また、先般、世界禁煙デーがございましたが、喫煙所の灰皿を撤去し、1週間自主検温とするなど、健康の維持、増進につきましても、周知啓発を行い、個々の意識も高まってきているものと考えております。

以上でございます。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

私の知る限りでは、砥部町には敷地内完全禁煙とか、また松前町は、新たに特定野外喫煙場所を設置したと聞いておるんですが、本年度4月1日、健康増進法の全面施行において、県下20市町村の状況はどのようになっているか、町長は把握しているのでしょうか。

議 長

(河野町長を指名)

町 長

私の知る限りにおきましては、20市町のうち5ないし6、砥部町も含めて 敷地内禁煙制度をとれているところもあるようですし、また、特定屋外喫煙所 も設けているところもあるようでございますが、庁舎内敷地内全面禁煙は、今 申し上げたようなところの数字であろうというふうに認識しております。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

それでは、職員の喫煙者の人数を把握しておりますか。また、勤務時間中に おいて、午前10時、午後3時の15分を喫煙可能としているとお聞きしたわ けですが、現在、職員の勤務時間は昼休みの1時間を除いて7時間45分と決められており、以前のように10時、3時に、休憩時間に設けられておりません。喫煙者のみにそのような特権を与えること自体、どうかと思います。

厳密にいえば、喫煙時間30分は、職務専念義務違反であり、大部分の職員 の不平等が生まれていると考えますが、いかがでしょうか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

職員の人数につきましては、おおよそ30名ぐらいかなというふうに認識を しております。

従前は国家公務員にならって、久万高原町におきましても、1時間の休憩時間のほかに、午前、午後それぞれ15分の休憩時間をおいておりましたが、この休憩時間は廃止となり、御指摘のように、現在は1時間の休憩時間のみとしております。

当町では、さきに述べましたけれども、10時と3時に15分間ずつの喫煙を認めておりますけれども、これは喫煙時間最小限とし、また業務に支障の来すことのないよう、課長等を通じて、周知及び指導を行っております。

しかしながら、現在、時間中の喫煙を容認をしていることにつきましては、 御指摘もあったことでございます。

その点も踏まえて、今後の状況を見ながら、喫煙の在り方について、将来的 に検討をしてまいりたいと考えております。

議長

玉井議員、よろしいですか。

玉井議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

今、役場の人では30名という喫煙者がいるそうですが、仮にこの30名が30分、概算しましたら、大体、1年に20万ぐらい、1人にロスが出よるん

やなかろうかと概算ができるわけですが、そういう中で、30名というたら、600万、大きなロスに当たるんではないかと思います。

こういうような無駄を即に省いてほしい。それにおいて、平等性を、のまない人も同じ時間内で働いていただくようにしていただきたいと思います。

それから、関連して、消防長にお聞きしたいんですが、消防署内では、何人 たばこを吸っているでしょうか、お答え願います。

議長

(高野消防本部消防長を指名)

消防長

玉井議員の質疑にお答えします。

消防署におきましては、本署、美川署とありますけれども、本署全職員、美川署全職員合わせて44名中15名の職員、34%の者が喫煙者となっております。

そのうち、本署につきましては、11名、約3割、それから美川署におきましては、職員9名のうち約4名、4割の職員が喫煙をしている状況です。 以上でございます。

議長

玉井議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規 則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

消防署がいかにたばこを吸う、パーセント的に多いかということで、先般、 消防長にお尋ねしたわけですが、ストレス上、たばこを吸うのが多いんじゃな かろうかというような、とんでもない話が出たわけですが。

私といたしましては、今、喫煙所、美川支所の喫煙所に、地下に1メートル角ぐらい、駐車場で喫煙させております。これも本庁と同じ、10時、3時とやっておるわけですが、そういう町民の人命、財産を守らなければならない消防職員が、駐車場の中で、車の横で、今はいつ油漏れがあるものやら、何や分からないところで、吹きさらしのところでたばこを吸いよるわけです。

それは、1メートル角ぐらいで1人しか入れん場所であります。それで、5 名、6名の方が、15分で吸えるかということに対して、疑問を感じているわけですが。

ひとつ隔てたすぐに場外と。喫煙場所には適当しとんじゃないかと思いますが、そういうお考えはないんですか。それとも、今のままで、これは完全に、 コロナに対する密も何も、完全にできているとお思いですか。

議長

(高野消防本部消防長を指名)

消防長

玉井議員の質疑にお答えします。

美川支所でございますが、現在、美川署勤務9名おりますけれども、消防署では3部制をとっておりますので、1部ごとに3名の者が、毎日勤務している状況でございます。そのうちの数名が喫煙をしている状況となっているようですけれども、屋外特定喫煙所につきましては、美川の一般行政職員と同じような形で、共用部分でございますので、屋外に、外気に開放された場所で喫煙をしておりまして、受動喫煙ということにつきましても、十分注意しながら、安全にも注意しながら、喫煙している状況でございます。

また、職員の喫煙につきましては、職場内におきましては、現に禁煙をしている職員もおりますので、まずは1人から喫煙者をなくし、それが他の職員にも影響することが、本人にとっても喫煙防止につながっていくんじゃなかろうかと考えておりますので、職場内でも健康増進に向かって、呼びかけていきたいと思っております。

以上でございます。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

それでは、美川の喫煙場所は、あれで適当だと。十分だと。安全ということ でよろしいですか。

議長

(高野消防本部消防長を指名)

消防長

玉井議員の質疑にお答えします。

現在、喫煙場所につきましては、美川の支所共用の部分、共通の区画としておりますので、再度、その分については確認しまして、必要があれば、また見直しを図っていきたいと思います。

以上でございます。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

町長のほうにちょっとお伺いしたいわけですが、ここの町民館の喫煙場所、 特定喫煙場所は、踊り場になっておるわけですが、これが2メートルの1メートルという狭い範囲でやっております。

それで、今日みたいに会議のあるおりには、限られた時間で、みんながぱっとしよるようですが、このことについて、私も疑問を感じるわけですが。この狭い踊り場、この階段は緊急時に要する階段であって、ここに灰皿を置いたり何したりするのはというのは、当然、もってのほかだと思うんですが、このことについて、お願いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

適切な場所が、今、とれてない状況にありますから、今、御指摘のあるところで付設をされておりますが。

今度、御案内のように、耐震工事も始まりますから、その中で、また皆さんと協議をしながら、先ほども消防長の弁にもありましたように、健康のことございますから、喫煙者を減らしていく、これはもう大変大事なことでございますから、そのあたりも鑑みながら、今の御指摘、対応できるように努めてまいりたいと思います。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

それでは、今後改修したら、踊り場は除けるという約束はお願いできんでしょうか。

特定指定喫煙場所を新たにつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。 また、改造しても踊り場で吸いますか。町長さんも吸いよるようですが。

議長

(河野町長を指名)

町 長

また議会の皆さん、あるいは教育委員会の皆さんとも、またお話も、協議も したいと思っております。

ただ、一方でお話があった別の場所に、特定の喫煙場所を設けてはどうかという提言もありましたから、そのあたりも含めながら、予算も伴いますけれども、あわせてまた皆さんとお諮りをしたいと思います。

以上でございます。

議長

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員

県下各自治体の状況、町民の健康管理の強化を鑑み、早急に敷地内完全禁煙 の検討を、強くお願いしたいものであります。

議長

答弁お願いします。

(河野町長を指名)

町 長

冒頭、申し上げたようなとおりでございまして、健康維持のために、禁煙の 方向にというのは、もちろん言わずもがなでございますが、先ほど申し上げま したようなところも含めて、今後の状況を見ながら、皆さんと相談しながら検 討をしてまいりたいと思います。

議長

玉井議員、よろしいですか。

玉井議員の質問を終わります。

議 長

しばらく休憩をいたします。

(午前11時01分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時12分)

議長

一般質問、2番、岡部史夫議員。

質問は3問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いします。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

議席番号2番、岡部史夫でございます。通告に従いまして、3問質問をさせていただきます。

まず、まちの施策の検証でございます。

条例で、町が実施する施策は検証するとされておりますが、どのような過程 で検証し、どのような方法で住民に報告しているのかをお伺いします。

続いて、2番目でございますが、町が進めている財政健全化計画の進捗状況 をお伺いします。

ただし、ここで問う計画とは、平成21年4月に制定された地方公共団体の 財政の健全化に関する法律に定められた早期健全化基準以上となった地方公共 団体に義務づけられた財政健全計画ではなく、町独自が進めている財政健全化 に向けた計画について、問うものでございます。

3番目でございますが、新型コロナ感染症対応で、町民は日に日に体力を消耗しております。町内の現状、及び新しい生活様式に向けた対策等について、 お伺いします。

以上でございます。

議長

1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

岡部議員から3つの質問がございました。まず、1問目について、お答えを いたしたいと思います。

町が実施をいたします施策の検証につきましては、久万高原町まちづくり基本条例に基づきまして、まちづくり検証委員会による検証を、平成19年から27年度までの間、実施をされてまいりました。

その後、我が国における急激な人口減少、少子高齢化、超高齢化の進展に歯止めをかけるとともに、各地域がそれぞれの特徴を生かした、自立的で持続的な社会をつくることを目的とし、国がまち・ひと・しごと創生法を制定したことを受けまして、本町では、平成28年3月に久万高原町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2060年の将来人口4,000人を維持することを目標に掲げ、人口減少対策や、地域の経済活性化、持続可能な地域づくりに向けた施策に関し、方向性や目標を定めました。

このことを契機に、平成28年度以降につきましては、総合戦略に基づく政策評価シートを各課で作成をし、施策目標と、その成果を分析し、外部員で構成をされております久万高原町総合戦略推進会議にて、毎年度、評価検証をいただいているところでございます。

また、加えまして、毎年度の当初予算編成方針を定める際には、全ての事業 について、これまでの成果や結果を検証し、安易な前例踏襲にならないよう、 次のような観点により、検証を行うこととしております。

町民の要望を的確に反映した政策立案になっていること、総合計画を初めとして、町の各種計画に沿った内容となっていること。財政改善実行プランを反映させた内容になっていること。議会本会議や各種委員会、決算監査などの指摘内容を十分精査し、必要な改善を行ったものとなっていること。これらの検証を行いつつ、町民目線、現場目線から、事業の存廃を含めたゼロベースからの見直しを行い、最小経費で最大効果が発揮できるよう、職員全員が知恵と工夫を絞り、改革の意識を持った施策の検証の上で、予算編成を行っております。

また、これらの施策の検証結果につきましては、自治会やまちづくり懇談会

などの集まりや、町の広報誌によりまして、重要施策、主要予算の紹介という 総論的な内容でお知らせをしておりますけれども、今年度は御案内のように、 総合計画、総合戦略の改定年度でもありますので、次期計画への町民の皆様へ の意見の反映のためにも、機会を捉えて、説明責任を果たしてまいりたいと、 そのように考えております。

以上でございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

久万高原町まちづくり基本条例、町長さん、これお読みになっていますか。 そして、まだこれ、現在、この条例が生きていることを御存じでしょうか。お 伺いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

そのことがあるのは、承知もしておりますし、目通しはしているつもりでございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

久万高原町まちづくり基本条例の中で、この基本条例において、町民議会、 まちがそれぞれに果たす役割と、責任を明らかにするため、町の最高規範とし て、この条例を制定するとあるんです。

先ほど町長言われましたけれども、このまちづくり基本条例、これが最高規範なんですよ。この最高規範であるまちづくり基本条例でですね、まちづくり検証委員会の設置というものは、ちゃんとうたわれているんです。その違う方向で、何とかプランとか言われましたけれども、ここで検証しなさいということを言われているわけですよ。これを検証しないと、総合計画、こういったものが、10年計画の5年の折り返しにきているわけです。その検証もしないで、前に進むことができますか。

町長、これ最高規範の条例を、町長さん御存じないとしか言いようがないんですか、無視しているんですか。

町長さん、お答えください。

議長

(河野町長を指名)

町 長

繰り返しになりますけれども、基本条例があることも承知を、改めてでございますけれども、承知をいたしております。

議 長

岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

全く回答になってない。町のトップが、町の条例の最高規範を承知していながら、ひたすら実施していない。その実施していない理由も、述べていただけません。こんなことがあるんでしょうか。

特に、町長は公約にも掲げておりましたが、住民の意見を聞いて、まちづくりに反映すると言われました。

例えば、美川の大川と上直瀬、柳谷、休場とか、そこへ町長さん、何回行って、住民の声をお聞きになりましたか。まさに住民の声を聞くために、このまちづくり基本条例の検証委員会の設置というのもあるんですよ。こんなものはなくていいと思っていますか、町長。

議長

(河野町長を指名)

町 長

現場のほうへは、様々な機会を捉えて、できる限り出向いているつもりです。 今の御指摘ですけれども、その必要性は十分に認めておりますけれども、先 ほども申し上げましたように、庁内での検証、それから自治会、年に1回ござ いますけれども、自治会の皆様に寄っていただく。 また、まちづくり懇談会等で、そのところは、対応はできているものと思っております。

ただ、今の御指摘でもございますので、今後においては、また再度、いかに 姿があるべきか、そのあたり、再度、条例でも定めていることでございますか ら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

議長

岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規 則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

何度お伺いしても、最高規範であるまちづくり基本条例はなぜ実施しないの かという理由は、話をすり替えてしか答弁頂けません。

いわゆる検証せずに、様々なまちづくりを計画、あるいは実施されていたと すれば、大変残念なことなんですね。

条例を無視して、政策が日々進められているということが信じられません。 この条例が最高規範でありながら、検証委員会も設置せずに、日々違う方便 で擦り抜けられて、やることはやっているというふうなことを言われています が、町長、お聞きします。これ、最高規範を無視していることは、条例違反に は当たらないんでしょうか。どうでしょう。

議長

(河野町長を指名)

町 長

基本条例がございますから、それを無視したり、軽視したりするつもりはもとよりありませんが、今、申し上げましたようなところで、皆さんのお話は十分に承っているつもりでございますし、また、職員も、都度、外に出ておりますから、いろんなお話をお聞きをいたしております。

それは、私、4年間、町長役を努めてまいりましたけれども、毎年の予算立 ての中には、しっかりとそのことを生かしてきたつもりです。 議長

暫時休憩します。

(午前11時24分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時36分)

岡部議員のほうから、一般質問でありました質問に対しまして、明確な答弁が出ておりません。その件につきましては、いろいろ質疑ありましたけれども、明確な答弁を午後の会一番にて、町長のほうから再度、答弁をしていただくということで、この第1問目は保留といたします。

そういうことでよろしいでしょうか。御了解いただきたいと思います。 続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

2問目の質問ですけれども、自治体財政健全化法におきましては、実質赤字 比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率の4つの健全化判断比 率が定められております。

この4つの比率のうち、一つでも基準を超えたものがあれば、御指摘のように、財政健全化計画を定めなければならないことになっておりますが、当町におきましては、基準を超えた比率はありませんので、現在、財政健全化計画は定めておりません。

直近では、令和元年9月議会において、平成30年度決算における各比率を報告しておりますが、いずれも健全性を示しており、司法上よい状態で保たれことが示されております。

しかしながら、主な財源でございます。普通交付税は合併算定替え終了、それから国勢調査人口の減等による縮小が見込まれており、町を取り巻く財政状況は厳しいものとなっております。

そのような中、歳入増と歳出差金について、継続した取組が必要であることから、平成26年度から令和5年を計画期間といたしまして、町独自で策定をしております財政改善実行プランにつきまして、毎年度、内容の修正を行って

ございます。

財政改善実行プランの単年度前の計画と実績の比較では、歳入につきましては、町税分担金、負担金は実績が計画を下回る傾向があるものの、そのほかの歳入については、おおむね実績が上回っております。

特に、地方交付税につきましては、経年で減少傾向にはありますけれども、 単年度では実績が計画を上回っており、具体的な数字では、令和元年度におけ る実績は、計画より約1億9,000万多くなっております。

歳出につきましては、義務的経費は人件費、公債費の削減が計画にほぼ沿って、順調に進んでおりますことから、計画を上回っております。

ただ、扶助費や物件費など、計画どおり削減が進んでないものもあり、より 一層の努力と工夫が求められる結果となっております。

基金につきましては、財政調整基金の令和元年度末残高が計画よりも実績が 約12億円少なくなってきております。これは、御案内のように、特定目的基 金への積み替え。具体的には、防災減災基金へ7億円の積み替えを行ったこと、 及び近年、度重なる自然災害の復旧の対応のための取崩しが大きかったことが 理由となっております。

また、さきに触れました健全化判断比率の数値につきましては、現在、令和 元年度決算の値を精査中でありますが、9月議会におきまして、令和元年度決 算法についても、再び良好な状態である旨、報告ができる見込みです。

今後も財政の健全な状態を維持していくことができるよう、財政改善実行プランについて、適宜、ローリングを実施しながら、その結果を可能であるものから、順次、反映をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

財政運営の課題として、第2次久万高原町総合計画で事務事業を見直して、 経常経費の適正化を行うんだということで、行財政の効率化を目指すとされて います。

特に、自主財源の確保、それから事務事業の民間委託を積極的に、それから、

公共施設の統合・廃止・民営化、補助金委託料の効果を検証し、見直しをする と。その成果について、先ほど述べられた話の中には、具体的に触れられてお りませんが、そのことについて、簡潔に述べていただきたいと思います。

成果について、簡潔に述べてください。町長の答弁です。

議長

資料がないようですので、休憩します。 (午前11時44分) 昼食の時間をとりまして、1時から午後の会議を開催いたします。

(休 憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時00分)

まず、冒頭に、午前中の岡部議員の質疑の中で、十分な答弁がなされておりませんでした。

その件につき、町長より答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

午前中の質疑のところで、お時間を頂いております。

検証委員会の設置のところですが、まちづくり基本条例第27条の2項において、検証委員会を設置しますと明記されております。この表現は、原則や方針を示す場合に用いられ、町に対して、一定の行為の義務づけを与えるものであると認識をしております。

一方で、法令上で用いられる、するかしないかの裁量の余地を与えない義務 規定、しなければならないには当たらず、検証委員会が条例に規定する、必ず 置かなければならない、いわゆる必置の組織ではないと認識をしております。

先ほども申し上げましたように、検証自体は、答弁もいたしましたように、 様々な形で実施をしており、条例の理念は守っていると認識をしております。

提言もございましたので、御意見も頂きましたから、基本条例に基づきます 検証委員会の形を、今後、変更することも含め、御指摘のあった点を踏まえ、 検討をしてまいりたいと、そのように思っております。 以上でございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今、町長のほうから、27条の規定について、朗読がありましたが、その意味については、御都合のいい解釈をされています。

正直ですね、これ条例が制定されてから、平成20年から21年、4回、22年から23年、5回、24年から25年まで2回、過去の町政ではやられているんです。河野町政になってからやってないんですね、これ。それ以前から、途中からやってないかどうか分かりませんが、しかしながら、先ほどの説明のように、都合のいい解釈で、最高規範としたものを、勝手に解釈変えて、やらない理由をとうとうと述べるようなことでは、条例そのものがあってないようなものだと、私は思います。

したがいまして、これは今後において、議会としても、どの条例を守ってないのか、守っているのか。条例があっても、それをうまいこと解釈ですると抜けてしまうという、今、はっきり町長言われましたから、そういう解釈でも成り立つんじゃないかということでしょう。

だから、やってないんだったらやってないと、はっきり言やいいんですよ。 そういうことが、今の町長の姿勢かなというふうに感じ、このことについて は、またあと、後段の議員のほうからも、いろいろ関連した御意見があるかも しれませんので、そちらのほうにお任せをしたいと思っております。

以上でございます。

議長

先ほど岡部議員から質問ありました中で、この件につきましては、後日、町長のほうから明確な答弁を、また出していただくということで、一応、質問の趣旨は、ここで一旦預かりの形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(河野町長を指名)

町 長

今、議長のお言葉ございましたんですけれども、私が思うところは述べたわけでございまして、今後につきましては、また皆様方とも相談しながら、この検証委員会の重要さというのは、私も決してないがしろにしているつもりはありません。

したがって、そのことについては、今後、これまでのところ、検証しながら、 今後どうするについては、しっかりと対応してまいりたいと、そのように申し 上げました。

そのことだけ御報告をしておきたいと思います。

再度の答弁になりました。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

やってないことは事実なんですよ。やってないことは事実なんで、その後、まだいろいろ、するっと抜けるような答弁をされるんであれば、このまちづくり基本条例、そしてまちづくり検証委員会に代わり得るような検証をされてきたことは、後日、議会のほうに、正式に御報告いただきたいと思います。以上です。

議長

今、岡部議員のほうから質問がありましたように、後日、的確な答弁をして いただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、第1間の質問につきましては、そういう形でとらせていただきます。

続いて、第2問目の質疑につきまして、答弁をお願いいたします。

(河野町長を指名)

町 長

それから続いて、2問目につきましての財政経済健全化計画の中での質疑に、 お答えをしたいと思います。

議員の質問というのは、総合計画の財政運営にある施策の検証というところ でございますが、4つばかしございました。 自主財源確保につきましては、まず、税収を向上させるために、サテライト オフィスの整備による企業誘致を進めております。

既に1件、ベネフィット・ワンに来ていただいておりますけれども、光も導 入のめどがついておりますから、そのあたりも鑑みて、企業誘致をしっかりと、 これからも行ってまいります。

また、収納率向上のため、税、それから量の滞納につきましては、一括で徴収相談、訪問徴収を行ったり、悪質な滞納事案につきましては、愛媛県の地方税滞納整理機構に委託をすることで、税収率は上がっております。

また、職員をこの滞納整理機構に20年、25年と1名ずつ派遣をし、ノウ ハウを習得することともいたしております。

既に交流もしっかりできていると思っております。

そのほかの自主財源確保では、ふるさと応援寄附金につきましては、従来の窓口での寄附の受入れを主としておりましたけれども、魅力ある町内産品を返礼品にそろえて、ふるさと納税のポータルサイトに登録をした結果、今、好調に寄付金も増額をしているところでございます。

それから、補助金につきましては、毎年の当初予算編成時に、各課所管の団体補助金などを、団体の決算書をもとに確認をした上で、必要以上の補助をすることがないよう、翌年度の補助額を決定するように検証しております。

それから、施設の存続・統合・廃止・民営化についでありますけれども、町では、町有施設の指定管理者制度の導入を積極的に進めてまいりました。主に観光施設や公民館などの社会教育施設では、高い導入値となっております。

一方で、美術館を初めとする文化施設など、導入に慎重な施設もありますが、 今後も十分な検討を行った上で、その可否を判断してまいりたいと思います。

また、町村合併によりまして、多数抱えることになりました公共施設の統廃 合による効率化とコスト削減についても、推進してまいりました。

過去には、平成27年度の美川・柳谷給食センターの整備統合、柳谷中学校 の廃止と、それに伴う柳中寄宿舎の廃止を行いました。

また、25年度にごみ処理を広域化して、燃えるごみ等の、松山市南クリーンセンターへの持込みを行っております。

ほかにも柳谷支所の「こかげ」への移転、それから令和元年度の面河支所の

面河住民センターへの移転を、実施をいたしております。

今後の予定としては、し尿処理についても、松山市に処理委託する方向で協議を重ねております。

今後、さらに施設の老朽化が進み、管理コストが高騰していく見込みでありますから、施設の統廃合によるスリム化は、継続して取り組んでいくことといたしております。

以上でございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

やったりやらなかったり述べていただきました。

例えば、健全財政に向かった取組についてお伺いしますが、平成29年当初 予算と平成31年当初予算を比較してみますと、3年間で交付税は3億3,0 00万の減少、町税も3,200万の減少。見合って、予算が拡大している状 況は、経常経費の適正化、行財政の効率化の足跡は見えません。

時折説明不足な予算が提案され、説明がつかずに取り下げるケースも見受けられ、場当たり的な政策が、どうしても目についてしまいます。

日頃から数値目標を掲げて取り組んでいるのかどうか。例えば、経常収支比率あたりを見ても、目標数値を80%に設定するとか、他の市町がやっているような健全な財政に向かっての数値目標の取組が明確でないように思いますが、そのあたり、数値目標を持って取り組んでいられるんでしょうか。お伺いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

当然のことでございますけれども、厳しい財政状況、変わらず続いておりますし、今後も大型の光であったり、あるいは行政無線であったり、あるいはまた、将来的には町立病院の建て替えも視野に入れているところでございます。

これは、当然のことながら、町の将来を見据えた投資でございます。それに伴って、当然のことでございますけれども、交付税の削減等々も見えておりま

す。また、上乗せ部分も今年限りでなくなったことも勘案しながら、当然のことでありますけれども、人件費等々、あるいは施策につきましても、どうしても必要なもの以外は、それを抑えていくと、そういったところ、いつも申し上げておりますけれども、スクラップ・アンド・ビルドが、これはもう必要になっているところでございます。

今の御指摘の経常収支比率も、目標85%以下というふうに捉えております し、そのほかの様々な指標につきましても、先を見据えたパーセンテージを提 示をしながら、それが実現できるように、それに向かって施策を詰めているつ もりでございます。

以上です。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

将来をどれだけ想像して、政策に反映されているのか、興味があるところですが、今言われた人件費の関係など、経常経費の中の事務的経費、人件費部門は、一向に減っておりません。職員数も他の市町に比べて、非常に多いと。だから、改善している方向には、まだいってないのは事実なんですね。

例えば、ここで、今後の財政状況についてお伺いするんですけれども、将来 負担比率の計算において、将来負担額、前年度末地方債残高債務行為に基づく 支出予定額、別会計地方債元金償還額に当たる一般会計負担、こういったもの をいいますが、将来負担額を標準財政規模で除した数字により判断をするとい うことになっております。

仮に、今回のコロナ禍が長引いて、対応費用、対策費用の増大、及びこれに 関連して基金の繰出金が増大すると。そして、起債借入額の増などで、将来負 担額は基準額を超える可能性を想定しなければならないと思います。

最悪の場合を考えると、現在ある基金が底をつくのが、最短でいつ頃と考えているのか、そのシミュレーションについて、今現在、つかんでいるシミュレーションを教えていただきたいと思います。想定してないことはないと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長

人件費のところですけれども、合併以来、人件費の抑制ということについては、新町で随分と御苦労されて、それは既に厳しい、最低でもって、人員を確保いたしているように思っておりますが、一方で、御案内のように、非常に私ども、愛媛県下で一番広い面積を有しているわけでございます。住民サービスのこともありますから、今、御案内のように、支所におきましても、最低限の人数で頑張っていただいておりますし、そのところは、もちろん最少の人数で最大の効率を上げていくというところの理念は、しっかりと持っておるところでございます。

また、今年から会計年度任用職員制度も採用されましたから、そのあたりも 十分に活用しながら、今後とも人件費の歳出には気をつけていきたいと思って おります。

人件費につきましては、28年から令和元年まで、少しずつではありますけれども、抑えておる数値が出ております。

それから、今、御指摘の財政調整基金でございますけれども、一部、災害対応等への基金に繰り出したりいたしておりまして、少しずつ減っていることは事実でございますけれども、今、令和5年までの見込みにつきましては、計画も持っているところでございますけれども、今、お話がございましたコロナに対しても、非常に大変な状況であるのは、もう承知をいたしているところでございますし、町内の社会生活、それから経済活動に大変大きな影響を及ぼしております。

これにつきましては、今、事業が継続できるように、また困窮をされている 方等々についての懸命な支援はいたしているところでございますけれども、こ れから私どの町だけではないんですけれども、アフターコロナ、どう一般社会 生活、それから経済生活、経済活動、これを回復させていくか。これはこれか らしっかりと対応をしてまいりたいというふうに思っております。

今、御指摘の、いつ底をつくんだというようなところは、それは底をつかないように、これからも努力をしていかないといけないところでございまして、 令和5年度までの見通しは、しっかりともっているところでございます。 以上です。

議長

岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

当然、基金が底をつかないようにするというのは、当たり前のことなんですね。しかし、今の財調の数字からして、どこの市町も大変、今回のコロナ禍に対して、どこまで市町の独自性を出せるか出せないか。出せる市町もあれば、出せない市町もあるんです。

でも、考えたときに、例えば起債を借り入れなかったら、財調は何年で底を つくかということぐらい、すぐ分かるはずですよ。

だから、財政として、それぐらいのシミュレーションは、僕はできているんだろうと。

総務課長、長年の財政のベテランですけれども、やはり冒頭に町長がですね、 決算の何とか、剰余金も幾らとか、結構余裕的なお話をされたから、余計言わ せていただくんですが。

やはり、どこの市町も、本当に危機感を持ってやっています。ですから、危機感を持つためには、数字的なものを、最悪のシナリオというのは、公表するかしないかは別としても、持ってないと、僕は前へ進めないと思うんですよね。

そういった意味で、あまり悠長な、期待を持たすような御発言は控えられた ほうがいいのかなという思いで申し上げ、しかし、まだそんなに危機感は感じ られておりません。

そうも言いましても、ぜひ今後の動向は非常に厳しいものがあると思います ので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

この件については、以上で終わりたいと思います。

議長

答弁よろしいですか。

それでは、以上で2問目の質問を終わります。

続いて、3問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

岡部史夫議員の質問、3問目ですけれども、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、先ほどもお話申し上げましたけれども、1つ目としては、町内の飲食業、あるいは宿泊業への影響が、非常に心配をされるところです。行政報告や熊代議員の答弁とも重複するところございますが、まず、町内の事業者の皆様への資金の支援に取り組ませていただきました。

国や県下の支援と別に、町単独の支援事業として、中小企業振興資金、融資制度利用者に対する全額の利子補給助成、また融資額に対して、上限50万円を補助する経営支援特別対策事業、それから売上の減少した事業者の事業継続を目的とした継続給付金事業を、補正予算を専決処分をし、対応させていただきました。

また、国の特別定額給付金につきましても、できるだけ早く、町民の皆様にという思いで、約96%を超える給付ができたように思っております。

次に、町民の皆さんへの感染防止対策ですけれども、一般に消毒用アルコールの入手が困難な状況にあります。今も、それは恒常的に続いております。

限定的に5月11日から、役場の本庁と各支所におきまして、消毒用の次亜 塩素酸水の無料配布を実施をしたところでございます。現在も配布をいたして おります。

配布に際して、お一人お一人に文書の配布と、口頭により取扱いの注意事項など、丁寧な周知には努めているところでございます。

また、行政無線に関する書類の送付にあわせまして、全世帯にお一人 2 枚の 不織布マスクを配布もされていただいたところでございます。

現在の県内の情勢は、6月18日までの間は、基本的に感染警戒期が継続を されておりますけれども、社会経済活動との両立を目指しながら、感染縮小期 に向けた移行期間として、位置づけられています。

しかしながら、感染再燃のリスクは常にあることを意識をしていただいて、

うつらない、うつさない、そして密回避、この基本的な回避行動が重要と考え ております。

町といたしましても、引き続き、町民の皆さんの感染防止と支援につきましては、状況を見合いながら、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

コロナ禍がまだ収束をしていない状況の中で、季節は梅雨に入っております。 災害時の避難所そのものが密の状態になり、避難所運営が心配されております。 もはや新型コロナウイルス感染症対応として、町独自のタスクフォースのよう な存在が必要と考えます。

現在、この問題について、どのような専門家による会議を開催されて、対策 を練っているのか、お伺いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

御指摘のように、これから通年、災害が起きることとなっておりますから、 特に、いつもにも増して、コロナのことは気を使いながら、今後の推移を見な がら、避難をお願いする場面もあろうかと思っておりますけれども。

その中で、おっしゃられるようなところ、私どもももう既に庁内では対応と いいますか、議論を初めております。

今日も、もう既に、万が一の場合に備えての、たちまちの救援物資等は準備 をいたしておりますけれども、今後雨の推移を見ているところでもございます。

その中で、御指摘のような密にならないようなところは、段ボールの遮蔽板を含めて、完全でないかも分かりませんけれども、対応できる措置は、これからしっかりとしてまいりたいと思いますし、その準備も、今、いたしているところでございます。

御指摘のことにつきましては、県の保健師の皆さん、あるいは県の災害対策

本部、特にコロナについての専門部署とともに、打合せを今、密に行っているところでございまして、そのあたりは早急に、しっかりと取りまとめていきたいと思っております。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

本当に、今回、コロナでマスク不足に悩まされました。家族のために必死で コンビニに走る姿を、毎日のように見かけました。

ようやく店頭にマスク販売がされるようになってから、町からマスクが届きました。日常の生活にマスクが必需品になり、マスクの着用や外出の自粛が続く中、暑くなるこれからの時期において、心配されるのが熱中症でございます。マスク着用で体温がかなり、顔面体温が上がるそうでございます。

問題なのは、この感染症の症状と熱中症の症状が判別しづらいということが 言われております。誰もコロナ禍の中での夏を経験しておりません。気温の湿 度についての予防や治療について、情報が限られているようですが、これらも 含めて、専門のメンバーで対策を講じられているんでしょうか、お伺いします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

繰り返しになりますけれども、今、そのあたり、細心の見地を持った機関と 打合せを行っているところです。また、私どもにも、保健センターございます から、保健センターの皆さんで、特に気をつけていただくこと等、文書も避難 所にしっかりと配布をするようにいたしておるところでございます。

以上。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

まだそういう対策は立てられてないんじゃないかというふうな気がしました。 今のお話で。

そこで、この感染症対策としてですね、先ほど、町長からもお話がありまし

た次亜塩素酸ソーダの関係です。除菌効果は期待できるとして、それなりの文書、説明もして、配布をしたということでございます。

その後、最近になって、効果が期待できないとする報道がされています。効果と安全については、十分なエビデンスに基づいて対応されたのか、お伺いします。

あわせて、この現状の中で、6月以降も無料配布は続けるんでしょうか。この2点をお伺いします。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

岡部議員の御質問にお答えします。

次亜塩素酸水とは、塩素や食塩水を電気分解して得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液で、厚生労働省から食材の殺菌料として、食品添加物の指定を受けております。

次亜塩素酸水は、電気分解法のほか、次亜塩素酸塩に酸を混和して希釈した もの。それから、次亜塩素酸水溶液をイオン交換して生成したもの等がありま す。

有効塩素濃度、それから溶液の酸性度が同等であれば、消毒効果は同等と期待されております。

新型ウイルスの発生に伴い、アルコール消毒液が不足するような事態になりまして、代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会が開催されました。

第1回検討委員会におきまして、次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに対して、一定の消毒効果を有する可能性のある候補の物資として、優先的に検証するということになりました。

検証を重ねる中で、第4回検討委員会におきまして、検討委員会の資料が5 月29日に発表されたことを受けまして、一部報道各社から、次亜塩素酸水については、新型コロナウイルスに対する有効性が、現段階では確認できず、また手指消毒や空間噴霧についても、安全性、安全面から控えるように、製品評価技術基盤機構から公表があったとする報道がありました。

その後、6月4日、同機構から塩素濃度や酸性度等の条件により、効果が変

化することから、検証試験を継続すること、手指消毒及び空間噴霧の利用の是 非については、何らかの見解を示した事実はない旨の発表がありました。

6月中旬に、第5回検討委員会が開催される予定です。その後、検証試験最終報告が公表される予定であります。

製品評価技術基盤機構の検証結果の中で、塩素濃度49ppm、pH5.0 の20秒で感染力を1000分の1まで減少させるという例がありました。そのことから、新型ウイルスに対する有効性も認められるものではないかと、期待しております。

本庁で配布しております塩素濃度につきましては、100ppm、それから酸性度6.4の、この検証にかかっています次亜塩素酸水と同等のものと考えられますので、検討委員会の検証で、次亜塩素酸が消毒効果がみられると判断されれば、本町で使っている消毒についても、認められるものと見込まれます。

本町におきましては、先ほど町長も言いましたが、5月11日から6月10日まで1,111名の配布を実施しております。

配布の際には、水で薄めずに使用すること。遮光性の容器などで保管すること。それから、誤飲に注意すること。酸性物質との混合や、併用を禁止すること。体質に合わない場合は使用を控える等の注意事項や成分について、周知しております。

議 長 釣井課長、少し簡潔にお願いします。

釣井課長 │ 今後の配布につきましては、今のところ6月いっぱいを予定しております。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規 則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 どこぞの検討委員会で朗読しておるような感じで、もっと簡単に説明していただかないと、聞きよっても、どこを焦点で聞いたらいいのか、よく分かりま

- 51 -

せん。

よう、思われます、期待されると思われます、という、思われようが思われまいがいいんですが、役場が主として配布するものですから、要は、役場が主として配布するものについては、次亜塩素酸水については、安全であると。6月以降も配布を続けると、そういうことで、町長よろしいですか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

今、課長のほうからお話ししたとおりでございます。

これは、コロナウイルスが本当に、一番最悪といいますか、毎日のように東京中心に、たくさんの感染者が出て、本当に大変な状況になったときのことでございまして、消毒用液を幾ら求めても、私どもの病院や、あるいは保健センター、あるいは役場でも入らない、そういう状態の中で、少しでも殺菌をしたい。そういう要望に応えた中で、代替品ではないのですけれども、安全につきましても、配布のときは、注意事項もちゃんとお渡しをして、これは手指の消毒にはなくて、机やノブや、そういったところへの消毒にしてくださいねと。そういうところは、しっかりと徹底をして、配布をしたところでございます。

おかげで1,000人を超える方々が、複数回おみえになった方もいらっしゃいますけれども、取りあえずの緊急対策用としては、十分に効果があったものと認識をいたしております。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

要は、6月以降も続けるのか続けないかについても、しっかりと御答弁頂きたいと思います。

議長

(河野町長を指名)

町 長

今、課長もお話しいたしましたけれども、最終的に厚労省が中心となって、 最終判断も出るようでございますけれども、今のところ、要望もございます。 また、消毒用アルコールも、まだまだ望むときには入ってきません。

そういう中でございますから、大分、利用者も数も落ち着いてきましたけれ ども、6月中の希望者につきましては、配布を予定しております。

議 長 (岡

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

まだこれから何が起きるか、第2波、第3波、まだ町内には感染者が一人も 出ておりませんけれども、未曾有の災害になろうかと思いますけれども、しっ かりと住民の側に寄り添った対応、対策を期待をいたしまして、私の質問を終 わりたいと思います。

議長

答弁よろしいですか。

岡部議員の質問を終わります。

議長

続きまして、1番、髙橋末廣議員。

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

通告に従いまして、久万高原町環境センターの跡地利用について、質問申し 上げます。

現在、環境センターのごみ焼却場の建物が解体され、日に日に明るくなってきております。この後、先ほど町長、岡部議員の答弁の中にもありましたように、来年の4月1日からし尿が松山市へ運搬処理されるようになりますと、し尿処理場も計画的に撤去される。長年、地元落合はもとより、久万高原町民の念願であった大きな課題が解決されると、地元との和解調停の調印式にも立ち会った者の一人として、この上ない喜びであります。

この跡地については、どのような事業計画を立てられているのか、町長の所 見をお伺いいたします。

議長

理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

髙橋末廣議員の御質問にお答えしたいと思います。

本庁では、平成30年から、国の地域循環型社会形成推進交付金事業を活用 して、環境衛生センターの整備を実施しております。

昨年6月に発注したごみ焼却処理施設の解体撤去工事は、令和2年5月末現在の進捗率、約90%となっており、一部、施設進入路の路側擁壁の施工と、 それから施設の撤去後の敷地整備が少し残ってございます。

跡地の活用ですけれども、本町では現在の環境衛生センターを町内で発生する一般廃棄物の中間処理施設として位置づけをし、ごみ焼却施設解体後の跡地に、一般廃棄物を分別、集積するストックヤードの整備を行います。

御存じのとおり、久万高原町内で発生するごみにつきましては、平成25年度より環境衛生センター内で、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみに分別をして、南クリーンセンター及びリサイクル業者等に処理を委託をいたしております。

し尿につきましては、現在、松山市に処理委託する方向で協議を重ねており、 既存の受入槽に処理をし、そこから大型バキューム車で松山へ運送し、処理を する計画を立てております。

今後、起こり得る被害等も考慮し、環境衛生センターを一般廃棄物の中間処理施設の拠点となるよう、整備をしてまいります。

本年度にストックヤードの実施測量設計を行い、令和3年度からストックヤードの整備を計画しております。松山市へのし尿処理委託が始まれば、既存のし尿処理施設の解体も検討されることから、環境衛生センター全体を、機能的で利便性の高い施設にすること。また、施設周辺の緑化も含め、地元の自治会、及び関係機関と十分に協議を重ねながら、環境や、あるいは景観を考慮して、環境衛生センターの整備を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長

髙橋議員、よろしいですか。

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

今、町長の答弁の中に、し尿処理のことに触れられまして、松山へ移送して 処理するというような計画で進んでおるというようなことでございますが、ど うも最近、なかなかそのように進んでないのではないかというようなことを耳 にいたしました。

このことの問題が生じておるというのは、この4月14日に議長から、3人の歴代議長ということで、招集がありまして、地元の業者から、地元を無視した計画ではないのかという陳情が来ておるというようなことについて、どう扱うかというようなことの御相談が、議長からございました。

これは、町のことなので、議会がとやかくいうことでもなかろうというようなことが、そのときの結論であったかというふうには思います。

その後、しばらくたちまして、その後どのようになっているのかということで、議長が中心になって取り組んでいただいておりましたので、聞いてみますと、議長が副町長に確認をすると、いやいや、ちょっと課題ができて、問題で、大変困っておるんですよという、副町長からの答弁があったというふうに聞いております。

どんな課題があって、どういうふうになって困っておるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

議長

理事者の答弁を求めます。

(髙山副町長を指名)

副町長

髙橋議員にお答えをいたします。

先ほどのし尿の問題ということですけれども、このし尿の処理については、 さっき町長から言いましたように、松山市へ運搬をして、松山市で処理をして もらう。松山のセンターで処理をしてもらうということで、運搬業務というの が発生をしておるものでございます。 そういったことで、今、松山には松山の衛生事業組合というところがございますし、町内にも業者がございます。そういったことで、そのあたりの調整中ということで、まだ業者の決定までには、今の段階ではまだ至っていないという問題でございます。

議長

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

この問題は、昨日今日で解決ついたら、あしたからできるという問題ではございません。本来でしたら、3月にはきちんと決めて、業者も決め、そしてまたその運搬車も注文してから半年はかかるということですから、さっさとそういう方向を進んでいかなければならないというような期間でありますが、もう既に6月、いまだに決まっておりません。

まして松山市の事業組合から、4月1日から、久万高原町からし尿を搬入することはお断りしますという御返事がきておるはずでございます。

そういう状況の中で、地元業者と交渉しよるということでございますが、そ こら辺は間違いございませんか。

議長

(髙山副町長を指名)

副町長

今の髙橋議員の質問でございますが、事業組合から、お断りするという返事がきているというようなことでございましたが、今、確認をしてみましたけれども、そういったものは来ていないということでございます。

議長

髙橋議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

私もいろんな、過去のことからいろいろ、人間関係もありまして、松山市、 あるいはいろんな業者、それから、そういう人からいろいろ心配して、情報も 入ってきておるものですから、いろいろ確認をさせていただくわけでございますが。

そこで、町長、合特法については御存じでしょうか。どういう趣旨か、どういうものか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 合特法も承知をいたしておりますし、権利については、きちんと保障もされていると、そういうふうに理解しております。

議 長 (髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員 合特法、これは今、承知しておるということだけで、具体的な説明はございませんでしたが、昭和50年に下水道整備に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法ということで、制定をされました。

これは、いろんな近代化されてくると、環境衛生業者の仕事がなくなるということで、それを守ろうということで、一番人の嫌がる仕事をしよる、そういう業界を守ろうということで、制定されたものでございます。

その中で、また、合理化事業が必要となるというのは、委託、許可を問わず、 民間業者による収集運搬体制を採用している市町村は、業者を支援することに より、収集運搬体制を確保し、適正なし尿処理施設を実施する必要があるとい うことがうたわれておるわけでございます。

今回の問題が起きたのは、この合特法は、新しいこれは事業だから関係ないんだと。だから、これは全然、新しい業者に決めていいんだと。地元の業者は、別に関係ないんだというような、基本的なところから出発しておるので、今、いろいろと地元の業者との話合いができないんじゃないんですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 一方的なお話かと思いますけれども、そのようなところの意識でもって、今、

松山のほうと打合せをしているわけではありません。

これまでも課のほうで、いろいろとその可能性、合特法、改めてお話も頂きましたけれども、そのあたりのことは重々承知もいたしているつもりで、当然のように、地元業者の育成というのは、これはもう持っているところでございまして、将来的にもこの環境美化整備をきちんとしていく中で、し尿の問題というのは、大変大事な、社会生活の基本でありますから、それを担っている方々の、安定した業というのは、それはもう当然守っていかなければならないところでございます。

そのあたりは十分に認識もいたしているところでございますけれども、一方で、一番効率的な方法、あるいはまた、お金のかからない方法、そのあたりも十分に、いろんな角度から勘案をして、今、その方向で至っているところでございます。

したがって、今、髙橋議員がおっしゃられたようなところでスタートしているわけではありません。

議 長 (髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

お金のかからない方法も、それは確かに大事にことではございますが、やは り合法的でないと、物事は進まんのじゃないかというふうに思うわけでござい ます。

それじゃあ質問いたしますが、環境衛生の事業組合とは、4月1日から運搬 するという契約はできたんですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 その方向で、今、調整をしているところで、現状においてはできておりません。

議 長 (髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

できたんですかと聞きよるんです。

方向、方向いうて言いよるけど、いつまでたってもできよらんじゃないですか。

町 長

だから、現状でできておりませんというのは、申し上げましたけれど。

議長

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

だから、何でできないのかということですよ。もう時間は過ぎとんですよ。 これまで、時間は迫ってきとるんですよ。

そやけど、いやいや事業をしております。私たちは間違いはありません、何もミスしておりません。じゃあ、なぜ、結果論として、衛生事業組合と、はっきりから、4月1日からし尿を受け入れますという、こちらから運びますという契約が、なぜできないんですか。

いつまでも、しよります、しよります。もう、今までのいろんな一般質問で、いろんな人が言うて、いろいろ提案もいたしました。ああします、こうします言いながら、なかなかできたことがない。

そういう町と議会との関係の中で、しよります、しよりますで、じゃあ4月 1日が来てしもたら、どうするんですか。

私は、ちょうど調印式のときに、当時、議長だったものですから、出席させてもらいました。日野議長は、産建の委員長として出席しました。本当にそれは、地元の人たちは大きな喜びでした。喜びというか、安堵感が流れておりました。それを、長い間、町は町で苦労し、地元は地元で、その話をまとめるのに、長い間、長い間やりくって、それぞれのいろんな考えがある中で、住民の意見をまとめて、やっとここで同意できた。合意書に調印ができた、それは本当に安堵したものでした。

しかし、このままやりよります、やりよりますで進んで、本当にそのときに できるのか。まして、9月にできましたいうたって、間に合わんのですよ。そ うじゃないですか。

本来だったら、もうできてないといかん。町長はこのために、じゃあその問

題の事業者と、どれだけ交渉いたしましたか、何回交渉、町長自身がしましたか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

具体的な内容については、発言を控えますけれども、とにかく落合のほうの 地元の皆さんには、そういうことで、既に了解も頂いておる中で、私どもでも、 今、おっしゃられましたけれども、来年の4月からというところは十分に認識 をしております。

私どもとしては、様々な観点から、一番ベストな方法を選択をしたつもりでございまして、かなりな時間を使って、また担当課ももちろんでございますけれども、出向いて、いろいろと協議は重ねているところでございますから、最終的なところには、今きているように思っておりますから、その方向がきちんと守れるように、これからさらに最善の努力を重ねていきたいと思っております。

議長

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

何回交渉に行きましたかと、私は質問をいたしました。町長自身が。担当課長らは、一生懸命、通っとるんだと思います。しかし、なかなかそれで解決つかない。町長、副町長がそのためにどれだけ努力したか。なぜ、それがないから、今までこうやって白紙のままで、きちんとした、向こうの事業組合と契約ができないのか、私はそれを言いよるんですよ。

このまま、ずるずるいったら、本当に大変なことになります。その調印式のときの後の懇談会で、ある人が、冗談で言いました、その当時の町長に。町長、これもし約束破ったら、リコールよと。そしたら、みんなが、そうだ、そうだという。これは冗談で、そのときは冗談でした。

しかし、こんなことしよったら、冗談じゃないんじゃなかろうと思って、大 変、私は危惧いたしております。どれだけ努力したんですか。 議 長

(河野町長を指名)

町 長

回数は申し上げませんけれども、私なりに交渉はしてきております。一々回数を御報告する義務はないと思いますけれども。

とにかく、私も、これはなかなか、もう後ろが迫っておりますから、早急に、 解決をしないという意識でございまして、私も実際に、地元の業者さんとも、 何回も打合せはしておりますことは報告しておきたいと思います。

議 長

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

答弁もあれだし、これ幾らまでやり取りしても、なかなか話が進みません。 そして、これは言えないことが、どうも大分多いようでございます。こうい うときには、かというて、我々議会も、そのときになって、すみませんでした というて、一緒に頭下げるわけ、町民に一緒に頭下げるわけにはいかないんで。 まして、今日ここで話をするまで、町のほうはそれだけの課題を抱えながら、 一言も議員に対して、一部の議員に、途中で話はあったみたいですが、これと いって議会に報告するわけでもなし、もしそのときになってどうこう言われて も、議会は何しとったんぞという話にもなります。

もう、私はそう言えんことがいっぱいあるんなら、言わざるを得んように、 百条委員会でも立ち上げて、それでこの問題はしっかり、事業組合の人も業者 の人も松山市の人も、いろんな人から、間違いないところの声を聞いて、それ で適切に処置していかないと、なかなか解決がつかないということになるんじ ゃないかというふうに思います。

町長とここで幾らやり取りしとっても、何々についてはいけます、いや、そのつもりで進んでおります、そんな簡単なことではないんですよ。

コロナウイルスのときには、ステイホームということで、おうちにできるだけおってくださいということで、町民にいろんな方が協力を求めました。しかし、4月1日にし尿処理の問題が解決つけなかったら、町民に、どうぞそういうことはやめてください、というふうなことが言えるのかどうか、私は大変危惧もいたしております、心配しております。

そういうことで、今後、そういう方法も含めて、我々としては検討していか なければならないんじゃないかというふうに思いますが。

議長

(河野町長を指名)

町 長

髙橋議員の思いは受け止めますし、同じようなところは、私も持っております。

そういうふうな事態にならないように、最善の努力は、これからもしてまい りたいと思います。

以上です。

議長

髙橋議員、よろしいですか。

髙橋議員

納得はできません。

議長

質問、よろしいですか。

髙橋議員の質問は終わります。

議長

暫時休憩します。

(午後2時05分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時14分)

一般質問を行います。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

10番、中野克仁でございます。通告により、一般質問をさせていただきます。

平成29年に準備を始め、設立された面河の地域運営協議会を皮切りに、柳

谷、美川地区でも、この形成が進んでおりますが、町はこの協議会活動を通じて、どのようなまちづくりを目指しているのかがはっきりと見えてはきません。 自助と公助と共助のバランスの問題であると考えますが、どこまでを町がやり、 どこまでをこの協議会がやるのか、具体的にお答えいただきたい。そして、そ の将来の町、地域の姿を、どう考えているか、伺いたいと思います。

以上でございます。

議長

理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

中野克仁議員の質問にお答えをいたします。

地域運営協議会の形成、位置づけについては、久万高原町まち・ひと・しご と創生総合戦略の基本目標の一つに掲げる、いつまでも元気で暮らせる地域の つながりづくりの核となるものです。

面河地域運営協議会、平成30年4月に本町最初の協議会として産声を上げました。福祉、観光、交通の3つの部会を設置し、預かり保育サービスや、面河ウーロン茶の製造販売による介護予防活動の展開、地域資源である面河渓におけるイベント開催や、観光ガイドの養成、さらには、高齢者の足の確保のため、公共交通空白地有償運送事業を展開しています。

また、柳谷地区では、昨年度、集落支援員を3人配置し、中津、西谷、柳井川の3つの地区ごとに、協議会を設置することを目標としております。

このうち、西谷地区では、平成31年1月に地域活性化を目的として設立したNPO法人、手と手が事業展開の中心となり、今年2月の通常総会で、交通、観光、福祉、移住の各部門を、部会を設置して、協議会としての運営、活動を開始していくことが決まり、4月からは、公共交通空白地有償運送の実証実験を開始をしております。

また、中津、柳井川両地区におきましても、愛媛大学社会共創学部の協力のもと、住民による勉強会や、生活実感、地域の課題把握のためのアンケート調査を行うなど、協議会設立に向けた準備を始めております。

さらに、美川地域でも、集落支援員を、本年4月と6月に一人ずつ増員をし、合計3人体制として、今後、座談会形式での勉強会を開催し、協議会の設立を 進めていく予定としております。

中野議員御質問の自助・共助・公助のバランスや、役場と協議会との役割分担についてですが、面河地域における公共交通空白地有償運送事業を例にとりますと、役場は公助として、輸送車両の購入と、協議会への貸付、燃料や点検整備に係る費用を負担することなどが挙げられます。

また、協議会事務局として、集落支援員が中心となり、地域の見回りや独居 老人への声かけ等も、積極的に行っております。

協議会は、自助・共助として、利用者の予約管理、運転手の手配や運転手となる方の地域人材の確保や養成などが挙げられます。

自助・共助・公助のバランスは、実施する事業によって異なりますが、共通することは、地域の皆さんが、自分たちの住む地域の課題や、資源を把握をし、将来目標や計画を設定し、そのために自分たちは何ができるのか、何をするべきかを、主体的に考え、実践することです。

役場はそれに対して、財政支援を行います。

協議会は、役場の仕事の下請け機関ではありません。行政からの事業の押しつけではなく、地域が主体的に考え、計画を立て、実行に移すことは重要です。 将来に向かって、この町と地域を守り、発展させるためには、協議会が担う住民主体の自治システムが必要不可欠なものであると考えております。

広い本町ですので、課題も資源も文化も、地域によって様々ですが、協議会活動を通じて、商店の復活や、活性化といった課題解決のまちづくり、地域の観光資源や地場産品を活用したまちづくり、見守り、見回り、声かけなどを行い、地域で顔の見える関係を築くまちづくり、このような地域づくりを進めることが、次の世代に向けた、誇れるふるさとづくりに結びつくものであると考えております。

以上でございます。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

今の説明の中にもございましたが、今後、そういうことでございましたら、 各地域で目的や方法で、様々な協議会の活動が予想されます。そして、行政の 公助として、財政支援をされるということでございましたが、こういうふうな 財政指数が伴う案件が多数出てまいります。そういう支出に対しまして、しっ かりとした条例であるとか、または規則であるとか、そういうふうなものを定 めてないと、ある程度の公平性や平等性が担保されない心配が出てくるんじゃ ないかと思いますが、そのあたりはどうお考えですか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

町財政の適正な執行や、財源確保につきましては、非常に神経を使っている ところでございます。

今、中野克仁議員御指摘のように、現在、国においては、過疎地域において 集落支援員を活用して対策を取り組む場合には、支援員一人当たり395万円 を上限として、国から特別交付税措置がございます。

本町でも、人件費や活動経費に活用しているところです。また、地域づくり 団体などが、自らの創意工夫により、地域の一体的かつ自発的な発展を図るために、実施をする事業に対しては、県の補助金制度もございます。

これまでも、特定財源の確保策として、有効活用しているところでございます。

地域が抱える課題は様々で、それに伴う協議会の活動方針、事業内容、また地域ごとで様々な形態となります。現時点では、協議会として活動しているのは2地区のみであり、議員御指摘の条例化につきましては、現在、直ちに行う状況ではないと判断しておりますが、しかしながら、今、御指摘もございました公平、公正な予算執行は、町政の責任者として、大変重要な事柄であり、当面の間は、協議会の設立や、運営の状況を見極めた上で、地域の皆様が活動しやすく、かつ適正な予算執行ができる形について、条例化も一つの選択肢であるということで、選択肢の一つに含めて、これから検討をしてまいりたいと思います。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

今、1問目と2問目で、現状であるとか、予算的なことの説明を伺いました。この運営協議会ですけれども、地域ということは、文字が頭にございます。その地域の現状はどうでしょうか。多少の差異はあると思いますけれども、自治会であるとか、公民館等、手一杯の状態だと思うんですよね。地域の、例えば町道、農道、林道、それから水道施設の管理、そういうふうなことだけでも、高齢化、人口減で、住民の負担は大変なものになっておるのが現状だと思うんです。

この対策については、もっと抜本的かつ、もう少し公助の部分、行政ができる部分で、もっとやるべきでないかと思いますが、現状、こういうふうに問題について、公助の部分で、町としては十分な対策はとれているとお思いでしょうか。簡潔にお答えください。

議長

(河野町長を指名)

町 長

町道・農道・林道、それから下水道もそうでありますけれども、自治会や町 懇の中で、本当に道が、整備が遅れている。それから、下水道につきましても、 上水道もそうでありますけれども、砂洗いがもうできないんだと、そんなとこ ろも聞いております。建設課あたりとも、地域の皆さんに助けていただく場だ けではなくて、自前のそういった応援ができる体制も、これから今後、人口減 少社会、厳しさも増していくと思う中で、それの対応が差し迫られているんだ ろうなと、そんなところを意見交換をしておりますから、今申し上げましたよ うなところ、議員から御指摘頂いたところ、十分に、これから今後どのように していくことが一番ベストなのか、しっかりと探っていきたいと思います。

議長

中野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

何故にただいまのような質問をしたのは、今は町有の施設の管理への負担というふうなことを挙げさせていただきましたが、先ほどの御説明にもございました面河や西谷地区の交通弱者対策の事業、これにつきましても、もともと議会で交通弱者対策については、特別委員会まだ立ち上げまして、いろいろと検討をしているさなか、町民からの陳情がございまして、町のほうで地域交通の対策協議会をつくられた経緯がございます。

でも、私の記憶の限りでは、2回ぐらいしかやってない。町として、この問題に対して、どう取り組むのかという結論も出してもない。そういう状況で、面河の地域運営協議会で、この対策の事業を始めたということをもって、この問題が解決したかのような感じで、ほったらかし。

本当は、この問題に対して、町はこういう見解をもって、例えば今の現状のような有償で運ぶ事業をするという結論に至ったんなら、そういう方向で各地区で進めてくれと。そのために、町はこれの部分で、車を出します。燃料代出します、経費は出します。ここから先は、地域の皆さんで頑張っていただけませんかというふうな、完結したものをもって、この事業を進めていくんであれば、いいと思いますけれども、そうじゃない、町としての交通対策に対して、何の結論も出さんまま地域運営協議会というものを立ち上げて、それで何とかしなさいよと。それで解決したかのようにほっとくということが、ちょっとこれ、問題だと思うんですよ。

これは、ほかのいろんな地域の方、これを考えたときに、やっぱり町がどこまでやるか。公助の部分、しっかりと示さんかったら、地域運営協議会始まりました。地域、よくなるでしょう。それで、何かないがしろにされるような感じがする。それが今、一番、私が危惧しておるところなんですね。

今後はまちづくりについて、やっぱりいろんなことに対して、しっかりと、 町はここまでやります、こういう方向でやりますということをしっかりと明示 していただいて、そういう上で、こういうふうな地域運営協議会を使って、共 助をもって地域をよくするというふうな方向で、いろいろ進んでいかんといか んじゃないかなというふうに思って、今日質問させていただいたわけなんです けれども。 最後に、今や、もう既によくなるとかじゃなくて、存続そのものが地域の課題なので、そういうふうなところで、もう少し住民目線での施策を考えていただいて、しっかりと町の役目、そういうものをしていただきたいと思うんですが、町長のお考えをお伺いします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 公共交通会議の中では、今、JRあるいは南予バス、あるいは柳谷産業公社、 また美川では社協等が運営しております。

いわゆるバス路線は、いかに維持していくか、そのあたり、それからタクシー業界も、なかなか厳しい中で、このタクシー利用等々について、そんな話が行われてきたところでございますけれども、確かに中野議員おっしゃられるように、要は、停留所まで行けないという方が、非常に増えております。

理想は、もちろんドア・ツー・ドア、あるいはデマンドバス、そういったやり方があろうと思いますから、そのあたりはこれからさらに、非常に厳しい、特に高齢者の足の確保というのは厳しい現実に、これからさらにさらされていくはずでございますから、今の議員の提言、十分に受け止めまして、早い機会に、今後の町の方針というのは、立てなければならないなと。

面河につきましても、一部渋草、相の峰、前組でございます。柳谷のほうは、 今、西谷が中心でございますけれども、ほかのところ、それから美川の全地域、 さらに久万地域もどうしていくのか、その辺のことがありますから、そのあた りも含めて、しっかりと計画を立てていきたいと思います。

議 長 中野議員、よろしいですか。

中野議員の質問を終わります。

続きまして、8番、瀧野 志議員。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 | 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

久万高原町の行財政改革についてであります。

久万高原町は、財政的に大変厳しい町であるというふうに考えておりますが、河野町長が就任をされまして、それ以降は、起債の返還計画や、新規の起債について、何も計画をされてなかった。そのほかの町長さんにおかれては、しっかりとした返還計画、新規の起債の計画を立てられ、財政再建に取り組んでこられたというふうに思っております。

平成26年から、久万高原町は26年の計算によると、平成35年には赤字経営になると。随分前から言われてきたわけでありますが、そういったことについても、しっかりした計画は立てられなかったというふうに思います。

この財政再建について、どのようにされる予定なのか、お考えをお聞かせを 頂きたいというふうに思います。

また、行政改革についてでありますが、平成11年7月に、地方分権一括法案が成立をし、平成12年4月に施行をされました。この法律の施行によりまして、機関委任事務が廃止をされました。この法律のコンセプトは、地域分権であり、もっと地方の力を強くしようという狙いから、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくするということが狙いであったというふうに思います。つまり、地方自治体は自らが考え、研究をし、決定をする。地方が変化をしていく。変化をしなければならない法律であるんじゃないんかなというふうに考えました。

そのためには、合併の主たる目的でもありました人材の育成であったり、人材の登用であったり、今後の行政運営のできるひとづくりが最優先課題だというふうに思うわけであります。

地方は変わらなければなりません。町は町を経営する人の能力でどのようにでも変わります。町民がよくなるためには、町長がいかに勉強をし、主権者であります町民のために、福祉の向上に尽くすべきだというふうに思います。

町長は、この4年間、改革については何もしておられなんだんではないかな というふうに思います。

このままでは、この町は大変なことになるというふうに思います。この町で 頑張っている若い人たち、今まで頑張ってきた高齢者の皆さん、他の町から移 住して来られた皆さん、またいつまでもこの町に住みたいと思っている皆さん に対して、行財政の運営をどのようにするか、このことは一番大切なことでは ないかというふうに思います。

今後の行財政改革につきまして、しっかりとした答弁を頂きたいというふう に思います。

議 長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 瀧野 志議員の質問にお答えをしたいと思います。

本町の一般会計の歳入の半分近くを占めております普通交付税につきましては、御指摘のように、合併後も旧町村が存続したものとして、交付される合併特例加算の最も多かった平成24年は14億8,000万の加算がございました。

その後、27年から激変緩和措置によりまして、5年間にわたって段階的な 削減が行われ、最終年度の令和元年度の加算額は2,600万となり、臨時財 政対策振替額を含めた普通交付税税額は、43億8,000万となりました。

また、議員の御指摘にもありましたように、光の整備、防災行政無線の更新、 公共施設の長寿命化、上浮穴高校寮整備など、大型事業につきましては、いず れも今後のまちづくりや住民の安全・安心の確保を目的に、町にとって非常に 重要な事業を実施をさせていただきました。

さらに、町立病院の整備につきましては、保健、医療、福祉の機能が連携した拠点づくりを目指していきたいと考えております。

もちろん財政面では、補助金の確保など、しっかりとした見通しのもとで取り組んでいかなければなりません。

一方では、御指摘のように、2030年問題、2040年問題は、まさに日本が人口減少と、超高齢化社会のさらなる進行により、労働力不足や社会保障問題が深刻化すことを意味しております。

また、本町おいても、さらに人口減少が進む中で、減少のカーブをどう緩め ていくかということが重要と考えております。 コロナ禍によって、地方移住希望者が増えるのではないかと報じられております。先ほども申し上げましたけれども、アフターコロナの取組として、移住 促進をさらに強化もしていきたいと考えております。

しかし、今後、人口減少社会が進行していく中で、どのように行財政規模を 見直していくのか、改革の本旨と考えているところであります。

具体的には、今後の事業の実施に当たっては、中期財政計画の中で、総合的な検討や調整を行うことや、当初予算編成と連携した実行プランの進捗管理を見直しを行うとともに、各種財政手法を複眼的に注視をし、行財政運営を行っていきたいと考えております。

2040年問題では、国内では高齢者人口がピークを迎えるとされており、 労働力不足をした結果、税収が落ち込む一方で、社会保障費やインフラ修繕費 が増加し、行政の支出は増加すると指摘を受けております。

この対応として、自治体に求められているのは、様々なICTの活用と、国の進める自治体クラウドを組み合わせたスマート自治体の実現が重要と認識しております。

これによりまして、コストの削減、業務の標準化、自動化、効率化、情報セキュリティー水準の向上、災害時の業務継続性などの確保など、様々な効果が期待されることから、具体的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

先ほどの、最初の質問の中で、起債の償還、それから新しい年度の起債の額、 あたりについても、河野町長の時代からやられてない。

ちょうど平成16年8月1日に3村1町が合併しましたが、その後18年、 当時280億ぐらい起債残があったんかな。玉水町長の時代でありましたが、 年に、起債の返還は26億、新しい起債は1年に10億以内ということでやってきました。

当然、その中では、仕七川小学校の改築あたりもあったわけでありますが、 予算の都合上、2年にわたる予算の執行で、10億以内に抑えてきました。 最近も見ておりますと、この2年間、10億を超えて13億9,000万、 そういうふうな財政に対する考え方が非常に気薄になっています。大変だ、大変だという話はよく聞くわけでありますが、実際は、なかなかそういったことにはなってない。計画性のない行政運営ということになっておるのかなと。

この点の、いうように今の起債が適正なのか、返済計画が新しい起債は幾ら、 こういったことに以前から何回も話してきたんですが、はっきりした計画は聞 いておりませんが、その点についてはどうなんですかね。

議長

(河野町長を指名)

町 長

かつてはたくさんの起債残高ございましたけれども、交付税もたくさんまいっているような状況の中で、また前任の皆様方の御努力で、徐々に今、それは 着実に減ってきているところでございます。

今、現在では、80億少々かなというふうに思っているんですが、それで、今、御指摘の、毎回の起債は10億を超えないようにというようなところを言われたわけでございますが、これは議員も御承知と思っておりますけれども、さっきも申し上げましたように、様々に、将来を見据えての、いろんな取組を、光もそうであれ、行政もそうであれ、また学校もそうでありますけれども、そのあたりがあったものですから、目標の数値よりは増えている、このことについては、十分に認識もいたしているところでございますし、今後については、目標の10億の起債超えないように、その努力は懸命に行っていかないといけないと思っております。

将来の投資も含めた、そういったところもございましたから、ここ数年は目標をオーバーしておりますけれども、その辺は十分に認識をいたしておりますから、今後については、十分、今おっしゃられたこと頭に置きながら、財政計画を立てていきたいと思います。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

これから頭に入れてやなしに、私は計画的でないが、計画的にやられるかど

うかを聞いたんで。

今、起債が140億弱あるんですね。年間に150億ほどの予算を消化しよる。それで、自主財源が8億3,000万、年々、七、八百万から1,000万超えて減っていきよる。最近の特別に減り方は、四国電力の財産の減少であるうというふうには思うとるんですが、例えば自主財源いうと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入とありますね。つまり、町民の皆さんが生活活動、つまり商売やその他の事業をして、町民税を払うだけの稼ぎがない。それだけじゃないというのは分かりますけれども、やはり新しい事業に対する町の取組ができてないというのが、ここにあらわれとるんじゃないのかな。

自主財源というのは、町が自由に使えるお金ですから、このお金をいかにうまく増やしていくか、これが財政的な、一番大きな課題ではないかなというふうに思うんですね。

その自主財源 8 億 3 , 0 0 0 万を、例えば昔は 1 割ぎぎ、 2 割ぎぎ、全体に使う金額の 1 割や 2 割はあったという、 3 割もあったんかも分からんですが、そういう時代もあったけど、なかなか大変なことは分かるんですね。

そやけど、町長が箱もの行政はしないということで、町長に就任してから、 財政、行政、改革されたことがないというのは、私は悲しいなというふうに思 うんですね。

その点についてはどうなんですかね。自主財源についても、どのようにしたいと。何とかこれをして、町民の皆さんの福祉の向上につなげていきたい、そういったものが、この4年間見えなんだように気がするんですね。

その点についてはどうなんですかね。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 箱ものについては、そういう時代ではないと思います。ただ、さっきも言ったように、今後の町のことを思えば、最低の設備は、これは必要なわけでございますから、その点は瀧野議員も御理解いただいているというふうに思っております。

特に、人口減少社会が、本当に大きなところにございますから、町税がだんだんと薄くなっている。固定資産税でどうにか保ってないところもあるわけでございますけれども、そのあたりは、これから緩やかに人口減少社会迎えられるように、移住・定住あたりもしっかりと含めながら、またコロナ禍で都市部から移住をしていただける方も、私はやり方によっては、たくさんお越しもいただける、そんな背景も、今、生まれてくるように思っておりますから、税収のことを考えれば、基本的には人口の目減りを、これからさらに少なくなるように、緩やかにスピードで行っていけるようにしていかないといけないと、そういうように思っておりますし、先ほども申し上げましたように、自由に使えるお金ということについては、ふるさと納税もそうでありましょうし、これからどういうところを、しっかりと対応していくことによって、比較的自由裁量で使えていくお金が増やすことができるか、そのあたり、しっかりと対応していきたいと思っておりますし、また、補助金につきましても、要はまちづくりについて、国も手を挙げて、やる気があるところにつきましては、対応をしますよ。

特に、これは総務省、あるいは経産省あたりの考えがそうであります。また、 林業につきましても、国から、農林水産省から高い評価も頂いているところで ございますから、そのあたりの補助金も、しっかりととっていくことによって、 今、瀧野議員がおっしゃられたそのあたりの心配に対しては、対応できていく のかなと、そんなふうに思っております。

議 長

瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

先ほど、交付税14億1,000万円ですか、特にあったと。平成16年8 月1日から10年間、特例交付金も頂いたんですね。

正味15年がたつと、その14億円頂いたお金は1円もなくなるわけですね。 今、全くなくなる。その特例交付金は。それで、今年は特にまた、国勢調査の 年なんですね。いろんなことがあるけれども、今日一遍には、なかなかしゃべ りにくいので、全部はやりませんけど。

これ国勢調査、今後の交付税の関係、このことについては、どのように考えられとるのか、お聞かせをいただいたらというように思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長

交付税につきましては、延長になった部分も含めて、令和2年で終了します。 瀧野議員も言われたように、上乗せはなくなっていくわけでございます。まして、国調が入りますから、その中で人口減少、人口が少ない。人口に合わせてというようなところが、交付税の中で、大きなウエートを占めているわけでございますけれども、私は機会あるたびに、そうではなくて、要は、今、日本全体の均衡ある発展を考えれば、やっぱり面積比というのは、これはもう当然、勘案してもらわないと、それだけで判断し、算定するのはおかしくないですかということは、それは県を通じて、総務省のほうにも強く進言はいたしているつもりでございます。

そうは言いながらも、なかなか厳しい情勢は続くと思っておりますから、いつも申し上げておりますけれども、スクラップ・アンド・ビルド、このことを念頭に置きながら、将来の町の展望も含めて、必要以外のものは使っていかないと、そのことを念頭に置きながら、これからも財政運営、進めてまいりたいと思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

総務課長に、地方自治体の一番の存在意義、何を地方自治体は住民に対して しなければいけないのか、それをちょっと、説明してください。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

地方自治体の存在意義は、そこに住む住民の福祉の向上、これが第一義だというふうに、私は思っております。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

相対的には、そういうことかなとは思いますけれども、自治体によって、住 民サービス、その他については大きく変わるわけです。

特色ある自治体運営、これはそれぞれの自治体で考え方、やり方は違うわけで、久万高原町の場合、自治体の存在意義については、分かっとるでるようだけど、自治体として何をすべきか。やっぱり住民福祉の向上、はっきり言うて、さっき言うた自主財源、この問題についても、自治体がいかに町に対していろんな事業を考え、さきの地方分権一括法の中にもあるように、国が何とか指示するだけではない、事務は半分ぐらいに減して、地方が自らが考えて自らが行動するための地方分権一括法にあったと。

これは、平成11年、12年の問題で、合併の前から、このことはずっと続いていっとるわけです。これがうちの町の場合、それができてないということは、よその町と比べて、随分遅れとるということなんです。だから、ここの町の人がそれを考えて、それは職員さんだけやないですよ。町民の皆さんも、いうたら責任あります。

だから、その事業が相対的にうまくいってない。

この間も、町長は覚えておると思うけど、みんなで楽しいまちづくり講演会というのをやりました。町長は、主催を町にしてくれと、4時間頑張った。私は、住民と町とが一体となった行政運営、これがないと、もう駄目やと。それは、防災についても何についてもそう。

この点については、どうなんですか。行政がやれるんですか。100%、行政が考えて。私は、住民との協働事業やないと、できんと思いますね。その点はどうなんですか。実際に行政だけで、全てはやれるんですか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

先ほど、中野議員の質問にもお答えしたところですけれども、公助というと ころにつきましては、先ほどございましたように、住民の福祉サービス、これ が町の一番大事なところでございます。

要は、町民が現地で希望をもって暮らしていける、そのあたりを一番に考えていかないといけないところです。

先ほど、瀧野議員も言われたように、なかなかそうは言いながらも、交付税 に頼ってきたこれまでのところ、これはもう日本の歴史の中でそうあってきた わけですから、それはそれでいいと思うんです。

ただ、財源も少なくなってきた。国からのお金も少ない、それから、国調によって、さらに人口減少が明らかになって、そういった補助金につきましても、 しばりも出てくるかも分かりません。

その中で、大事なのは、公助はもちろんでありますけれども、いつも瀧野議員もおっしゃられておりますが、自助・共助、このあたりをこれからしっかりと、公助とともに考えていく時代になってきたなと、そういうことをいつも感じているところでございまして、これからの運営につきまして、また財政計画につきましては、これからの総合計画を立ててまいりますけれども、町民の皆さんの御意見も聞きながら、しっかりした今後の町を見据えた計画にできるように努めてまいりたいと思います。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

以前から、それこそ何回も言うてきたわけですが、町有の公共施設、莫大に あるわけですよね。

ここにも久万高原町の公共施設等総合管理計画というのが、町にあらいね。 これにも、公共施設の建築年数は30年以上経過し、その多くが耐用年数を超 過した状況になっています。そのため、このような公共施設は、今後、大規模 改修や、修繕、建て替えが必要となってきます。と書いてあるね。

こんなことは、以前から分かっておったことなんですね。これのための計画は立てられとるわけやけれども、総合戦略であったり、総合計画であったり、 そういった中で、しっかりと考えていかなんだら大変やと思うんですが、総務 課長、それはどうなんですか。

議長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

今、瀧野議員が紹介されました計画というのが、以前に立てております。それについては、総括的なところというところで、当時、立てました。昨年と今年にかけて、個別の計画を、総括的な計画から個別の計画をということで、今、2年かけて立てております。

これは、それぞれ一つ一つの施設について、長寿命化、解体、廃止、それを 今、職員が手分けをして立てていると。

これにつきましても、毎年、ローリングといいますか、できるように、システムの中で立てていこうということにしてございます。これについては、順調にいけば、本年度末にはシステムが出来上がって、個別計画が出来上がるという見込みで、今、作業をしております。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

これ、行財政改革については、多くの資料があるのはあるんですけど、本来は、役場がこれをずっと進めてきてないといかんことやと思います。これは、 今からはやりませんが。

そういった中で、財政が、まあいうたら簡単に分かる、公会計。しっかりと 固定資産台帳も、全てについては把握できてないんじゃないかなと思うんよね。 固定資産台帳、将来計画、そこら辺がしっかりと捉えられてないと、財政運営 上の問題で、はっきりした数字は出てこんと思うんです。

いろんな問題があります。NPOの関係。これは町長にも前に、シルバーのNPO、これは町の人が足らんようになります。もう現在、足らんと思う。随分前から、足らんようになりますよと。シルバーはNPOを立ち上げて、1日仕事ができるようにされたらどうですか、何回も言いよる。やられん。

とにかく提案はするんやけど、この町はなかなかせんのですね。

それと。後ろにおる新聞社の方も、一回記事にされたが、スピード感がない 町よね、スピード感がない。できたときには、人がおらんようになっとった、 そんなことでは、私はいかんと思うんやね。

だから、これから総務課長も、あと何ぼもないけど、総務課長さん、しっかりしたやり手で、受け継いでもらわないかん。これからあと、まちづくりに対して頑張っていかないかん、職員さんはたくさんおいでるんで。

とにかくスピード感をもって、町全体のことが把握できるような、公会計と総合計画、総合戦略、ここらも自分とこで立てる。もうコンサルに頼んでやってもらうようなことでは、絶対駄目やと思います。

その点についてはどうですか。しっかりと自分とこでやると言えますか。

議長

(河野町長を指名)

町 長

いろんなところで、これまでの本会議や委員会の中でも、今回の総合計画、 総合戦略だけでなくて、建設についても、様々なところで、コンサルの皆さん の知見というのは非常に高いものがありますから、なかなかそれを全くなくし てやるというのは、これは現状においては難しいと思っております。

さっきの、実際の財政状況がどうなのか、これについては、公会計を見れば よく分かるとも言われているところでございます。

そのあたりにつきましては、私どもも十分に認識しているつもりで、私どものところにも、よう決裁がおりてまいりますけれども、金額はどうしても、私どもの感覚からすると、高いと思われるところもございますから、それはどうしてこうなんだというような説明も、一々求めておりますけれども、本来は自前でできればいいところでございますし、今年からは特にそのあたりも意識しながら、県のほうからも一方応援に入っていただいて、そういった立案につきまして、あるいは積算につきまして、指導を頂けるようにもしているところでございます。

そういう方向づけは、しっかりと立て始めれると思いますが、今度の総合計画、それから戦略につきましても、私どもがこれからの、特に職員の皆様方、 これまで多くの経験を積んでいらっしゃいますから、そのあたりがコンサル頼 みだけではなくて、これまで頑張ってきた職員の皆さんの知見もそこに反映で きるように努めてまいりたいと思います。

議長

瀧野議員、よろしいですか。

瀧野議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3時08分)

なお、明日6月12日は、午前9時30分より開会いたします。

事 務 局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名議員

署名議員